

第3次あいとぴあレインボープラン

障がいのある人とともに生きる粕江プラン

(粕江市障害者計画・障害福祉計画)

平成 24 年 3月

粕 江 市

※本計画の愛称「障がいのある人とともに生きる狛江プラン」は、公募により
ヤツギ様から寄せられた案をもとに、狛江市市民福祉推進委員会 障がい
作業委員会で協議し、決定しました。

目次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 障がいのある人の定義	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	3
2 現行計画の進捗評価	4
2-1 第2次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画 障害者分野編)	4
(1) 基本目標1 総合的な支援システムづくり	4
(2) 基本目標2 地域生活の基盤づくり	8
(3) 基本目標3 自立と社会参加のシステムづくり	11
(4) 基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	14
2-2 第2期狛江市障害福祉計画	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援(サービス利用計画の作成)	21
(5) 地域生活支援事業	21
3 基本理念	25
4 長期目標と役割分担	26
(1) 相談する	26
(2) 住む・ケアを受ける	27
(3) 働く	29
(4) 健康を保つ	30
(5) 育つ・学ぶ	31
(6) 参加する	32
5 プロジェクトチームの設置	33
P 包括的な相談支援体制づくりに向けた検討	33
P 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討	33
P 災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討	34
P 事業所との連携による就労支援のあり方に関する検討	34
P 一貫した地域療育システムの構築に向けた検討	35

6 障害福祉サービス等の目標	36
6-1 重点項目の目標	36
(1)施設入所者の地域生活への移行	36
(2)福祉施設から一般就労への移行	37
(3)就労移行支援の利用者数	37
(4)就労継続支援(A型)の利用者の割合	37
6-2 障害福祉サービスの見込み量	39
(1)訪問系サービス	39
(2)日中活動系サービス	41
(3)居住系サービス	45
(4)相談支援	46
6-3 地域生活支援事業の見込み量	48
(1)必須事業	48
(2)市町村選択事業	52
7 市民が利用できる事業等の一覧	53
7-1 相談する	53
7-2 住む・ケアを受ける	57
(1)手帳	57
(2)手当	57
(3)福祉サービス	59
(4)住まい	60
(5)緊急時の対応	60
(6)税の軽減	61
(7)公共料金などの軽減	62
(8)年金	62
7-3 働く	63
7-4 健康を保つ	65
7-5 育つ・学ぶ	67
7-6 参加する	68
(1)交通・自動車などの利用に関する支援	68
(2)文化・レクリエーション・社会参加	70
7-7 市内にある福祉施設の一覧	72
(1)働く	72
(2)住む	73
(3)子ども・放課後等の活動の場	73

8 計画の推進方法	74
(1)市民福祉推進委員会による進捗状況の管理	74
(2)地域自立支援協議会との連携	74
(3)市民への計画進捗状況の報告	74
9 資料	76
9-1 手帳所持者数等	76
(1)身体障害者手帳所持者数	76
(2)療育手帳(愛の手帳)所持者数	77
(3)精神障害者保健福祉手帳交付件数(所持者数)	78
(4)自立支援医療受給者数	79
(5)マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数	80
(6)障がい程度区分の認定状況	80
9-2 居宅介護・重度訪問介護の実績	81
9-3 市民が利用できる事業等の問い合わせ先	82
9-4 狛江市市民福祉推進委員会 障がい作業委員会名簿	84
9-5 策定経過	85

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

狛江市では、『ともにつくる、障がいのある人もない人も、いきいきと安心して生活できるまち・狛江』を基本理念とした「第2次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画 障害者分野編）」を平成14年3月に策定し、障がいのある人がその人間としての尊厳が重んじられ、障がいのない人とともに社会のあらゆる分野に参加できるような社会の実現をめざしてきました。

こうした中、平成15年4月には、それまでの福祉サービスの決定を行政が行う措置を中心とした制度から、利用者が自らサービス内容や事業所を選択し、契約によって利用する支援費制度に移行し、また平成18年4月には、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず、実施主体の市町村への統一とサービスを利用するための仕組みを一元化した障害者自立支援法が施行されました。

狛江市においても、同法の施行に合わせ、「第1期狛江市障害福祉計画」、「第2期狛江市障害福祉計画」（平成21年3月）を策定し、障害福祉サービスの推進に取り組んできたところです。

一方、国では平成21年9月の連立政権合意において、障害者自立支援法は廃止し、“制度の谷間”がなく、利用者の応能負担を基本とする「障害者総合福祉法（仮称）」を平成25年8月までに施行するとともに、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がいのある人に係る制度の集中的な改革を行うとしています。

これを受けて、障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、総合福祉部会が設置され、平成23年8月には新たな「障害者基本法」の公布・一部施行、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が示されました。また、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定等に向けた検討も進められています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中、狛江市では平成22年3月にまちづくりの最上位計画である「狛江市総合基本計画（第3次基本構想・前期基本計画）」が新たに策定されるとともに、「第2次あいとぴあレインボープラン」及び「第2期狛江市障害福祉計画」が終期（平成23年度）を迎えます。

よって、今後のまちづくりの方向、国による障がい者制度改革の動きを踏まえながら、平成 24 年度を初年度とする新たな「狛江市障害者計画・障害福祉計画」を策定することとしました。

(2) 障がいのある人の定義

本計画では、障がいのある人(障がい者も含む)の定義を障害者基本法にもとづき、次のように設定します。

障がいのある人 (障がい者も含む)	• 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活、又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
社会的障壁	• 障がいのある人が日常生活、又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

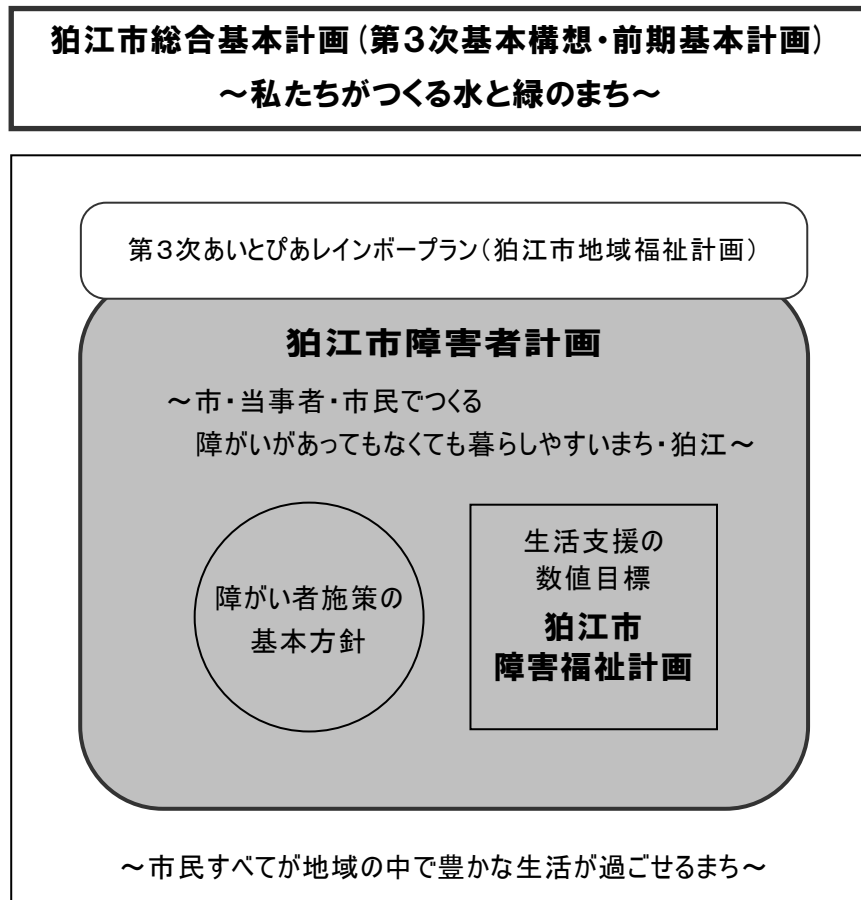
(3) 計画の位置づけ

本計画は、障害者計画と障害福祉計画が一体となった計画ですが、その中で障害者計画は障害者基本法第 11 条にもとづく市町村障害者計画に該当し、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

一方、障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条にもとづく市町村障害福祉計画に該当し、障害者計画に内包された生活支援施策(障害福祉サービス等の見込み量)の実施計画的な役割となります。

また、本計画は「狛江市総合基本計画(第3次基本構想・前期基本計画)」の障がい者施策に関する部門計画と位置づけられるとともに、当事者や市民、事業者などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

図 1 狛江市障害者計画・障害福祉計画の位置づけ(概念図)



(4) 計画の期間

本計画は、計画期間を平成 24 年度から 26 年度までの3か年とします。ただし、社会情勢の変化や法改正の状況等に応じて、計画内容の必要な見直しを行います。

2 現行計画の進捗評価

2-1 第2次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画 障害者分野編)

- 自己評価の凡例：
- 計画内容(目標)に対して達成できた「○」
 - 取り組みを進めているが目標までは達していない「△」
 - 取り組みができていない「未実施」
 - 法律の制定により制度化され実施した「制度化」

(1) 基本目標1 総合的な支援システムづくり

主要課題（１） 相談体制とマネジメント、ソーシャルワーク体制の充実			
計画内容	- 障がいのある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために、気軽に利用できるよう相談体制の充実を図ります。 - H15 年度からの支援費制度への移行を踏まえて、利用者の選択にもとづいてニーズに合った総合的なサービスが受けられるよう、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備・充実に努めます。		
自己評価	重点施策	1 総合相談の充実	△
		2 相談業務間の連携の強化	○
		3 専門研修の充実及び専門職の配置	未実施
		4 精神保健福祉相談事業	△
		5 ケアマネジメント、ソーシャルワークシステムの構築	△
		6 人材の養成	未実施
	総評	- 市役所の総合相談窓口と障害者地域自立生活支援センター「サポート」が連携をとりながら、相談・助言や各種サービスの調整等を行っているが、支援プラン作成等によるケアマネジメント、ソーシャルワークシステムについては、具体的な検討ができておらず確立できていない。 - H22 年度に、関係機関のネットワーク化による地域での課題解決や相談支援体制の強化をめざして、地域自立支援協議会を設置したところであり、今後ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の推進につなげていく必要がある。	

(つづき)

障がい作業委員会からの意見	- 市職員が異動するたびに、新しい職員にこれまでの経過を一から説明するのは非常に不便である。 - ライフサイクルに合わせた相談支援体制、ワンストップ・サービスを実現するために相談機関をつなぐ基幹相談支援センター等の整備が必要ではないか。 - 高次脳機能障がいや難病など、特殊で専門的なニーズを持つ人への相談体制がない。 - 福祉制度が複雑であるため、当事者に付き添って相談を支援する仕組みも必要ではないか。 - 専門職やスーパーバイザーの養成・確保も必要であるが、一般職員の障がいに対する基本的な理解を向上させることも重要である。
---------------	---

主要課題(2) 選択を支える情報の充実			
計画内容		- 選択の基準となるサービス評価に関して、事業評価、第三者評価の体制の構築を推進します。 - 各種情報を利用する人が一元的に手に入れられるよう、情報の集約と提供方法について検討し、整備します。 - 障がいのある人が手軽に情報の発信や収集ができるようにするため、パソコンの利用支援や各種の情報提供システムの充実に努めます。	
自己評価	重点施策	9 事業者等評価体制の基盤づくり	○
		10 第三者評価機関の設置検討	○
		12 情報開示の推進	未実施
		13 情報提供体制の整備	○
	総評	- サービス評価の体制整備は、専門知識やノウハウ等が必要であり、市独自の評価体制づくりや第三者評価機関の設置は困難であったことから、東京都が実施する福祉サービス第三者評価を事業者が受審した際の費用を補助し、第三者評価の普及、定着を図っている。 - 日常生活用具給付事業による情報・意思疎通支援用具の給付、窓口への手話通訳者の配置(週1回)、手話通訳者の派遣等を行っているが、情報の一元化を含め情報提供は十分であるとは言えない。	

(つづき)

障がい作業委員会からの意見	・ 第三者評価受審の補助制度を知らない事業者もいるのではないか。 ・ 心身の発達に遅れがあったり、アンバランスであったりする子ども、高次脳機能障がい、難病など、特殊なニーズを持った人に必要な情報が届く仕組みが必要である。 ・ ホームページ、障がい者のしおりは分かりにくい、必要な情報がない。 ・ 選挙の広報など、重要な情報が視覚障がい者に提供されていない。
---------------	---

主要課題(3) サービスの質の確保			
計画内容	・ 支援費制度の導入に向けて、利用者からの支給申請の受理や審査体制の整備、支援費等に関する市独自の対応方法を検討します。また、円滑な制度利用のために、利用者やサービス提供事業者に対して制度内容の周知を図ります。 ・ 福祉サービスの利用に際して支援を必要とするすべての人に対して、利用契約への支援から財産の保全管理等、利用者の権利と利益の保護に努めます。 ・ サービス利用に関する苦情が生じた場合に備えて、サービス提供事業者の適切な対応を確保するとともに、当事者間では調整のつかない問題にも対応できるよう、関連機関との連携のもと、第三者による対応体制を整備します。		
自己評価	重点施策	27 事務体制の整備	△
		28 支援費等の検討	△
		31 利用者支援体制の整備	○
		34 福祉サービス事業者の質の向上	△
		36 苦情対応体制の整備	○
		37 事業者による対応の強化	未実施

(つづき)

	総評	- 事務体制の整備について、障害者自立支援法の施行に合わせて障害福祉システムを導入し、事務処理の迅速化、支給状況の管理を行っている。 - サービス利用者の支援や権利擁護については、福祉サービス利用援助(地域福祉権利擁護事業)を実施するとともに、近隣市との多摩南部成年後見センターの設置、福祉サービス総合相談(福祉サービス総合支援事業)の中で苦情対応機関を設置するなど、障がいのある人だけでなく認知症高齢者等も含めた体制を構築した。
障がい作業委員会からの意見		- 施設入所者が入所している施設に苦情を申立てることは、なかなか難しいのではないか。第三者による苦情対応について、もっと周知が必要だと思う。 - 障がいのある人がサービスの利用の仕方について、うまく自己主張できないこともあるのではないか。

(2) 基本目標2 地域生活の基盤づくり

主要課題(1) 福祉サービスの充実		
計画内容	- 障がいのある人の日常生活での自立を促進するため、ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具等のサービス事業の充実を図ります。なお、65歳以上及び40歳から64歳の介護保険制度にもとづく特定疾病の方に対しては、介護保険制度により的確なサービスを図ります。 - 障がいのある人が地域で自立して生活できるようにするためには、グループホームなどの入所施設の整備も欠かせません。自立支援のための各種の施設福祉サービスを確保します。 - 障がいのある人の経済的自立とその家族生活の安定を図るため、各種手当の支給を行っています。今後は支援費制度の移行を踏まえながら適切な支援に努めます。 - 障がいのある人が住みなれた家庭や地域で安全に生活できるよう、住宅整備改善事業の充実を図ります。また、障がい者住宅の整備を公的住宅供給機関に要請するとともに、グループホームやケア付住宅など、民間施設を利用した生活の場の確保に努めます。 - 障がいのある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。障がいのある人が気軽に外出できるように、移動手段の確保に努めます。 - 身体、知的、精神それぞれに応じた地域の核となる施設の整備と充実に向けて、法人誘致も視野に入れて検討します。	
自己評価	重点施策	39 利用制限の見直し 未実施
		40 障がい者ホームヘルプサービス事業 制度化
		42 ガイドヘルパー派遣事業 制度化
		43 心身障がい者(児)ショートステイ(緊急一時保護事業含む) △
		44 心身障がい者(児)ショートステイ事業の検討 制度化
		45 デイサービス事業 △
		48 重度・重症心身障がい等への在宅支援の推進 △
		55 24時間対応整備の検討 未実施
		56 地域の自立生活支援事業 △
		57 授産施設等の整備 制度化

(つづき)

自己評価	重点施策	58 精神障がい者地域生活支援センター	△
		60 生活寮・グループホームの整備	△
		61 知的障がい者入所更生入所枠の確保	○
		62 精神障がい者ショートステイ利用施設の確保	制度化
		63 重度身体障がい者ショートステイ利用施設の確保	制度化
		79 障がい者向け公営住宅の確保	未実施
		81 障がい者用住宅の確保	未実施
		82 送迎バスサービス事業	○
		84 フリーハンディタクシー運行事業	△
		89 コミュニティバスの運行	○
		90 地域の核となる施設の整備	未実施
		91 就労・生活支援機能整備	未実施
		93 地域での居場所づくり	△
	総評	・ 障害者自立支援法施行に伴い制度化され実施している福祉サービスが多くあるが、施設整備や障がい者向け住宅の整備・確保については、用地等の問題を含め新たな施設整備が困難であったために実施できていない。 ・ 市民ニーズの視点に立ったサービスの見直しは、利用者の声を取り入れる仕組みがないことから実施できていない。 ・ 平成 11 年に障害者地域自立支援生活支援センター「サポート」、平成 16 年に精神障害者地域生活支援センター「リヒト」を設置した。	
障がい作業委員会からの意見		・ ショートステイ、グループホーム、ケアホーム、移動支援事業、24 時間対応等のサービス提供基盤が不足している。 ・ 身体障がい者を対象としたグループホームについては、以前から要望が出ているのに、未整備のままである。 ・ 移動支援事業については、従事するヘルパーの資格要件を緩和してはどうか。 ・ 障がいのある人が民間住宅を借りる際の支援も必要ではないか。 ・ こまバスは車いすでの利用がしづらいという声を聞く。 ・ 民間と市によるパートナーシップのもとに取り組めば、解決できる課題もあるのではないかな。	

主要課題（2） 保健・医療サービスの充実			
計画内容	- 障がいの早期療育のため、障害者福祉センター・保健センターを核として健康診査、相談、療育活動の一層の充実を図ります。また、療育から保育・教育へと対象者の成長に伴う適切な支援の引き継ぎが行えるよう、市における療育システムの充実を図ります。 - 障がいのある人の健康の維持・増進のため、健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健医療事業の充実を図ります。また、障がいのある人がその障がいに応じた機能回復訓練を受けられるよう、各種医療機関とも連携しながら、機能回復訓練事業の拡大を図ります。 - すべての市民が健康でいきいきと地域で暮らしていけるよう、健康に関する意識を高める各種の健康づくり事業を推進し、市民の健康づくりを支援します。		
	重点施策	98 療育システムの構築 101 機能回復訓練	未実施 未実施
自己評価	総評	- 連絡会議等の連携はあるものの、一貫した療育システムとしての体制は整備できていない。 - リハビリテーション体制について、専門職の配置や施設整備ができていない。	
障がい作業委員会からの意見	- 児童デイサービス（早期療育訓練事業）の利用待機者がいるなど、体制が十分ではない。 - 療育システムについて、重度の障がいのある人が大人になった時の支援がまだまだ足りない。特に医療との繋がり是不十分だと思う。 - あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」、保育園、幼稚園での情報は、就学支援シートを活用して小学校に提供するなど、就学前から小学校への部分はかなり連携が図れている。しかし、就学後の具体的な支援は学校が中心となることから、児童発達支援センターの整備など一貫した支援を行う機能も必要となっている。 - 緊急時の対応について、十分な体制がとられていない。		

(3) 基本目標3 自立と社会参加のシステムづくり

主要課題(1) 障がい児保育・教育の充実			
計画内容	特別な支援を必要とする子どもの社会性や個性を育み、社会的に自立できるよう体制や環境の整備を進め、必要な支援の種類や程度に応じた障がい児保育・教育の充実に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深めるため、福祉教育や交流教育の推進を図ります。		
	重点施策	108 統合保育の推進 114 障がい児の放課後健全事業	○ ○
自己評価	総評	- 保育園や学童クラブ(小学生クラブ)で障がいのある子どもの受け入れ体制を整備している。 - 地域デイサービス事業(心身障害者(児)通所訓練等事業運営費補助)を実施している。	
からの意見	障がい作業委員会	- 子どもの成長に合わせた、切れ目のない支援体制が必要である。 - 学校卒業後の選択肢(就労、デイサービスなど)の拡大と確保(特に医療的なケアを必要とする児童への支援)が必要である。 - 学齢期の子どもを対象とした放課後の居場所づくりが重要ではないか。	

主要課題(2) 雇用・就労の促進			
計画内容	- 障がいのある人の雇用を促進するため、共同受注機関の設置を検討するとともに、就労に関する情報提供や相談体制の整備を図ります。また、公共施設での雇用の場の確保や市職員への障がい者雇用の推進に努めます。 - 障がいのある人の自立と生きがいの確保のため、小規模作業所や授産施設の支援を行うとともに、施設整備を図ります。また、市内企業、都、国への協力要請も行っていきます。		
	重点施策	119 公共機関における障がい者雇用の推進	△
自己評価	総評	- 平成20年に障がい者就労支援センター「サポート」を設置し、一般就労の拡大、相談、情報提供など就労・生活面の一体的支援を行ってきた。 - 市役所での障がい者雇用は法定雇用率(2.1%)を満たしているが、それ以上の雇用はできていない。	

(つづき)

障がい作業委員会からの意見	- 市内には就労継続支援B型の事業所しかなく、全体として就労の場は不足している。 - 市が障がいのある人たちができる業務をイメージすると、内容が定形化してしまう。障がいのある人側の意見を取り入れて考えたら、もう少し領域を広げることも可能ではないか。 - 市内の企業に、法定雇用率の向上を周知することも必要ではないか。
---------------	--

主要課題（3） スポーツ・文化芸術活動の促進			
計画内容	- 障がいのある人のスポーツ活動を推進するため、障がい者スポーツ大会等の参加を支援するとともに、障がいのある人もない人もともに参加するスポーツ・レクリエーション大会等の開催を促進します。 - 障がいのある人の生きがいの増進と社会参加の促進のため、文化芸術活動等の活動ができるような場の確保を図ります。		
自己評価	重点施策	123 スポーツ・レクリエーション大会等の充実と支援	△
		124 スポーツ施設等の充実	○
		126 スポーツの健康づくり相談	未実施
		127 文化活動の促進	○
		128 活動への支援	△
		131 青年学級の充実	○
		132 出前図書サービス	○
	総評	- スポーツ施設の利用件数は比較的多く、スポーツやレクリエーション活動等の場として活用されている。 - 障がい者団体が開催するスポーツ大会への支援を行っているが、開催回数そのものが少ない。 - 障がい者週間行事の一環として、障がい者団体による作品展示等を実施しているが、常設の展示の場がない。	
障がい作業委員会からの意見	- 市民総合体育館のトイレは狭く、車いすでの利用がしづらい。 - 障がいに対応したスポーツ指導員が足りない。 - スポーツ・文化芸術活動に関する情報が少ない。 - 余暇活動を支援する仕組みがない。		

主要課題（4） 当事者参画の促進			
計画内容	- 各種施策の計画や実施に際して障がいのある人の声を反映させるため、当事者の参画を促進します。また、障がいのある人自らが行っている福祉サービス提供活動に対して支援を行います。 - 当事者団体の育成と促進のための支援を行います。また、各団体の交流やネットワークづくりを支援します。		
自己評価	重点施策	133 計画策定への参画促進	△
		135 当事者による地域福祉活動への支援	未実施
		136 団体間のネットワークづくり	未実施
	総評	- 市民福祉推進委員会の委員5人を市民公募とするなど、市民参画の取り組みは進めているが、障がいのある人本人の声を施策に反映する仕組みは構築できていない。 - 地域福祉推進事業補助の実施のほか、平成 22 年度に関係機関や団体で構成する地域自立支援協議会を設置した。	
障がい作業委員会からの意見	- 当事者が参画する場がない。 - 市と当事者とのコミュニケーションの機会が少なかった。地域自立支援協議会が設置されたので、今後は変わっていくと思う。 - 組織に入っていないと、意見を言いづらい。		

(4) 基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

主要課題(1) 福祉のまちづくりの推進		
計画内容		- 障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の周知や障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。 - 障がいのある人とない人の交流を進めるとともに、障がいのある人への理解を深めるために交流会、作品展示、販売等の情報提供を行います。 - 市民との協働によるボランティア活動の推進を図るため、NPOなどへの支援を図ります。また、NPOやボランティア団体の活動や交流の場として、拠点施設の整備を図ります。 - 障がいのある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、狛江市福祉基本条例にもとづいて障がいのある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備など、バリアフリーのまちづくりを推進します。
自己評価	総評	- 障がい者週間行事を通じた啓発活動、交流活動は行われているものの、常設的な交流、作品展示、販売等が行える場がない。 - 狛江市福祉基本条例にもとづき、不特定かつ多数の人が利用する施設の新設等に福祉的配慮を義務付けるなど、バリアフリーのまちづくりを推進している。
障がい者の意見	障がい作業委員会	- 障がいのある人の声(ニーズ)が届く仕組みをつくる必要があるのではないか。 - 店舗のトイレが狭いなど、社会参加がしづらいこともある。障がいのある人にも使いやすい店舗が増えたらよいと思う。 - 歩道の段差があるなど、バリアフリー化が進んでいるとは言えない。

主要課題(2) 防災対策の推進		
計画内容	障がいのある人の災害時の安全を確保するため、地域における避難場所の整備を進めるとともに、地域住民やボランティア組織、NPO等との協働により、障がいのある人等の災害への支援体制の充実を図ります。	
自己評価	総評	- 聴覚障がい者用緊急通報無線システムや緊急通報システム等の貸与のほか、防災マニュアル「防災の心得」を作成し災害時の注意、避難方法等の啓発は行っているが、災害時に何らかの支援が必要となる人への支援体制が整備されていない。 - 福祉避難所は、狛江市地域防災計画であいとぴあセンターが指定されているが、内容に関する詳細な検討は行われていない。
障がい者からの意見	障がい作業委員会	- 福祉避難所の具体的な検討が早急に必要である。 - 障がい児となっていないボーダーライン上の子どもやグレーゾーンにいる子どももいる。福祉避難所へ行くべきなのか、普通の避難所へ行くべきなのか、判断に迷うのではないか。 - 具体的な支援体制の検討にあたっては当事者の参画が必要である。

(5) その他計画全般に関する評価

障がい者からの意見	障がい作業委員会	計画策定後の進捗管理や必要な見直しが行われていない。
-----------	----------	--

2-2 第2期狛江市障害福祉計画

(1) 訪問系サービス

重度訪問介護を利用していた人の転出、重度訪問介護が身体介護と家事援助のサービスに切り替わったことにより、平成 22 年度の延利用量の実績は、平成 21 年度より約 3,000 時間減少しています。

平成 22 年度に利用されたサービス事業者数は 22 か所となっていますが、その内訳は市内の事業者が9か所、世田谷区4か所、調布市6か所、その他3か所となっており、市外事業者への依存が高くなっています。

表 1 訪問系サービスの実施状況

	計画期間	第1期			第2期		
	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用量 (時間)	15,120	17,844	18,200	19,490	20,522	21,935
		13,465	12,814	13,740	15,674	12,527	14,671
		89.1%	71.8%	75.5%	80.4%	61.0%	66.9%
	実利用者数 (人)	—	—	—	108	114	122
		75	72	90	89	100	108
		—	—	—	82.4%	87.7%	88.5%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービス事業者の新体系への移行がスムーズに行われたことなどから、延利用量はほぼ計画値どおりの実績となっています。

表 2 生活介護の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	2,640	10,824	10,824	17,424	19,272
	0	105	1,676	10,876	17,011	20,932
	0.0%	4.0%	15.5%	100.5%	97.6%	108.6%
実利用者数 (人)	0	10	41	41	66	73
	0	1	11	51	76	98
	0.0%	10.0%	26.8%	124.4%	115.2%	134.2%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

②自立訓練(機能訓練)

サービス事業者が自立訓練施設へ移行したため、平成 22 年度に実利用者数は計画値に達しています。

表 3 自立訓練(機能訓練)の実施状況

計画期間	第 1 期			第 2 期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	264	264	264	528	528
	0	0	0	0	40	60
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	11.4%
実利用者数 (人)	0	1	1	1	2	2
	0	0	0	0	2	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

③自立訓練(生活訓練)

対象者が限定されていること、市内にサービス事業者がいないことなどから、利用実績がありません。

表 4 自立訓練(生活訓練)の実施状況

計画期間	第 1 期			第 2 期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	1,056	1,056	1,056	2,112	4,224
	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実利用者数 (人)	0	4	4	4	8	16
	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

④就労移行支援

計画値には、新体系への移行に伴う利用者数及び特別支援学校卒業生の増加分を見込んでいました。

しかし、特別支援学校卒業生については就労移行が難しいケースも多く、また市内にサービス事業者がいないことなどから、実利用者数、延利用量ともに、計画値を大きく下回る実績となっています。

表 5 就労移行支援の実施実績

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	1,056	2,640	2,640	3,960	5,808
	0	275	647	81	44	624
	0.0%	26.0%	24.5%	3.1%	1.1%	10.7%
実利用者数 (人)	0	4	10	10	15	22
	0	3	4	4	1	4
	0.0%	75.0%	40.0%	40.0%	6.7%	18.2%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

⑤就労継続支援(A型)

対象者が雇用契約にもとづく就労が可能である人となっているため、そもそも対象者数が少ないうえに、市内はもとより近隣自治体にもサービス事業者が少ないことから(都内 30 事業所)、利用実績がない状況にあります。

表 6 就労継続支援(A型)の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	264	528	528	1,056	1,320
	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実利用者数 (人)	0	1	2	2	4	5
	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

⑥就労継続支援(B型)

サービス事業者の新体系への移行がスムーズに行われたことなどから、平成 21 年度と平成 22 年度の実利用者数の実績は、計画値に達しています。

表 7 就労継続支援(B型)の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	0	2,640	16,896	16,896	26,928	36,432
	0	1,051	1,756	14,996	16,572	17,409
	0.0%	39.8%	10.4%	88.8%	61.5%	47.8%
実利用者数 (人)	0	10	64	64	102	138
	0	7	15	97	106	117
	0.0%	70.0%	23.4%	151.6%	103.9%	84.8%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

⑦療養介護

実利用者数の実績は、1人で推移しています。

表 8 療養介護の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実利用者数 (人)	1	1	2	1	2	3
	1	1	1	1	1	1
	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	33.3%

※上段：計画値、中段：実績（H23年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

⑧短期入所

市内のサービス提供施設が1床増床されたとともに、地区担当ケースワーカーによる市外事業者への情報提供や連絡体制の整備等により、実利用者数の実績は計画値を上回っています。

延利用量の実績については、長期間利用していた人が施設へ入所したことにより、平成20年度から平成21年度にかけて約500日減少しています。

表 9 短期入所の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	1,596	2,016	2,436	2,688	2,856	3,108
	1,161	1,651	1,897	1,324	1,358	1,775
	72.7%	81.9%	77.9%	49.3%	47.5%	57.1%
実利用者数 (人)	—	—	—	28	32	37
	17	20	28	38	46	56
	—	—	—	135.7%	143.8%	151.4%

※上段：計画値、中段：実績（H23年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

⑨児童デイサービス

本人の年齢や状況に合わせたクラス編成を行ったことにより、実利用者数の実績は計画値を上回っています。

なお、児童デイサービスは、平成24年度より児童福祉法を根拠法に、障害児通所支援として実施されることとなっています。

表 10 デイサービスの実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (日)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	5,280
	1,274	1,841	1,554	1,623	1,714	1,600
	48.3%	69.7%	58.9%	61.5%	64.9%	30.3%
実利用者数 (人)	—	—	—	50	50	70
	43	52	54	58	58	56
	—	—	—	116.0%	116.0%	80.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

平成 22 年度に市内にある精神障がい者グループホームの増室が行われたことにより、実利用者数が増加しています。

表 11 共同生活援助、共同生活介護の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実利用者数 (人)	17	20	24	28	32	36
	17	23	25	25	32	33
	100.0%	115.0%	104.2%	89.3%	100.0%	91.7%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

② 施設入所支援

サービス事業者の新体系への移行がスムーズに行われたことなどから、平成 22 年度に実利用者数は計画値に達しています。

表 12 施設入所支援の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実利用者数 (人)	0	10	26	26	34	50
	0	1	8	16	34	49
	0.0%	10.0%	30.8%	61.5%	100.0%	98.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(4) 相談支援（サービス利用計画の作成）

市内を含めサービス提供基盤が十分でないことなどから、実利用者数の実績は計画値を下回っています。

表 13 相談支援の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実利用者数 (人)	0	5	5	10	20	30
	0	1	2	5	8	7
	0.0%	20.0%	40.0%	50.0%	40.0%	23.3%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

市の総合相談窓口でのケースワーカーによる対応や社会福祉協議会による相談も行われていますが、障害者相談支援事業としての実施か所数は、主に精神障がい相談を行う1か所のみとなっています。

平成 22 年度に「狛江市地域自立支援協議会」を設置するとともに、平成 23 年度には4つの専門部会（相談支援部会、子ども部会、企画・研修部会、ペガサス当事者部会）が立ち上がり、活動が行われています。

表 14 相談支援事業の実施状況

	計画期間	第1期			第2期		
	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
障害者 相談支援事業	実施か所数 (か所)	1	1	2	2	2	3
		1	1	1	1	1	1
		100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	33.3%
地域自立支援 協議会	設置数	0	0	0	0	1	1
		0	0	0	0	1	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度 利用支援事業 (市長申立て)	件数 (件)	2	2	2	2	2	3
		0	2	2	1	1	4
		0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	133.3%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※第1期・第2期の成年後見制度利用支援事業は市長申立て件数を掲載

②コミュニケーション支援事業

手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話通訳者養成研修事業ともに、ほぼ計画値どおりの実績となっています。

表 15 コミュニケーション支援事業の実施状況

	計画期間		第1期			第2期		
	年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	派遣回数 (回)		195	380	400	440	450	450
			233	435	494	463	423	435
			119.5%	114.5%	123.5%	105.2%	94.0%	96.7%
手話通訳者養成研修事業	手話	人数 (人)	—	—	—	40	40	40
			—	—	—	45	50	41
			—	—	—	112.5%	125.0%	102.5%
	要約筆記	人数 (人)	—	—	—	10	10	10
			—	—	—	8	12	7
			—	—	—	80.0%	120.0%	70.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

③日常生活用具給付等事業

対象者への周知不足等の理由により、実績が計画値を下回っている項目が多くみられます。

表 16 日常生活用具給付等事業の実施状況

	計画期間		第1期			第2期		
	年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23
介護・訓練支援用具	実利用者数 (人)		4	4	6	6	6	6
			0	3	1	2	6	1
			0.0%	75.0%	16.7%	33.3%	100.0%	16.7%
自立生活支援用具	実利用者数 (人)		17	20	20	20	20	20
			8	4	10	11	16	10
			47.1%	20.0%	50.0%	55.0%	80.0%	50.0%
在宅療養等支援用具	実利用者数 (人)		8	10	10	10	10	15
			4	8	5	8	4	9
			50.0%	80.0%	50.0%	80.0%	40.0%	60.0%
情報・意思疎通支援用具	実利用者数 (人)		15	20	30	30	30	30
			16	16	15	18	22	14
			106.7%	80.0%	50.0%	60.0%	73.3%	46.7%
排泄管理支援用具	実利用者数 (人)		104	109	114	120	130	140
			71	112	100	98	107	129
			68.3%	102.8%	87.7%	81.7%	82.3%	92.1%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用者数 (人)		1	2	2	3	3	5
			0	0	4	3	5	1
			0.0%	0.0%	200.0%	100.0%	166.7%	20.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

④移動支援事業

延利用量の実績は計画値を下回っていますが、平成20年度以降は増加傾向にあります。なお、平成23年10月より、訪問系サービスに重度視覚障がい者(児)を対象とした移動支援(同行援護)が開始されています。

表 17 移動支援事業の実施状況

計画期間	第1期			第2期		
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延利用量 (時間)	7,338	7,851	8,000	8,420	8,840	9,150
	7,830	5,623	5,695	6,603	6,981	7,024
	106.7%	71.6%	71.2%	78.4%	79.0%	76.8%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

⑤地域活動支援センター

主に精神障がいを対象としたI型が1か所設置されています。

表 18 地域活動支援センターの実施状況

	計画期間	第1期			第2期		
	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基礎事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	2	2
		1	1	1	1	1	1
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%
機能強化事業	実施か所数 (か所)	—	—	—	1	1	1
		—	—	—	1	1	1
		—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

⑥その他の事業(市町村選択事業)

対象者が限られていること、周知不足等の理由により、実績が計画値を下回っているものが多くみられます。

表 19 その他の事業(市町村選択事業)の実施状況

	計画期間	第1期			第2期		
	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人)	0	4	4	8	12	16
		0	1	2	0	0	0
		0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	10	10	15	15	20	25
		1	4	3	5	3	3
		10.0%	40.0%	20.0%	33.3%	15.0%	12.0%

※上段：計画値、中段：実績(H23年度は見込み)、下段：計画値と実績の比較

表 19 その他の事業（市町村選択事業）の実施状況（つづき）

	計画期間	第1期			第2期		
	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
訪問入浴サービス事業	実利用者数 （人）	5	6	6	6	8	10
		4	5	3	3	3	3
		80.0%	83.3%	50.0%	50.0%	37.5%	30.0%
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数 （人）	0	1	1	1	2	2
		0	0	0	2	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	200.0%	0.0%	0.0%
自動車改造助成事業	実利用者数 （人）	1	1	1	1	2	2
		1	1	0	1	0	1
		100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%

※上段：計画値、中段：実績（H23年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

【障がい作業委員会からの意見】

- ・訪問系サービスと日中活動系サービスの短期入所については、計画値と実績に乖離がみられ、サービス提供基盤の不足等からサービスの利用が抑制されている可能性がある。実態を把握するための詳しい調査が必要である。
- ・コミュニケーション支援事業の手話通訳者養成研修事業については、充実に向けたきめ細かな取り組みが必要である。

3 基本理念

市・当事者・市民でつくる 障がいがあってもなくても暮らしやすいまち・狛江

これまでの障がいのある人を対象とした施策は、障がいのある人がない人と同じように生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階で全人権的復権をめざす「リハビリテーション」の理念を基本として、「完全参加と平等」の実現に向けて推進されてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らすことができる社会をつくる上で、これらは今後も普遍的な考え方と言えますが、近年では障がいのある人を単なるサービス等の受け手として捉えるのではなく、障がいのある人の主体性をより尊重することも重要となっています。

また、障がいのある人が抱える生活領域のさまざまな課題を解決するためには、市による取り組みはもとより、市民やNPO、民間事業者などの団体による積極的な参加が不可欠です。

これらを踏まえ、本計画の実施責任を有する「市」、障がいのある本人※の「当事者」、市民一人ひとりや地域、NPOや各種団体、事業者などの「市民」による協力のもと、障がいがあるなしにかかわらず、暮らしやすいまちをつくることを基本理念として施策を推進します。

※“障がいのある本人”には、障がいのある児童等をもつ家族等を含みます。

4 長期目標と役割分担

基本理念を実現するために、障がいのある人に関係する生活領域ごとに長期目標(将来像)を掲げます。

さらに、長期目標に向けた第一歩となる本計画期間(平成24～26年度)に、市・当事者・市民それぞれが取り組むべき役割を次のように設定します。

(1) 相談する

長期目標 (将来像)	いつでも、生活する上で必要な相談ができる。 ライフステージに応じた継続的な相談ができる。	
主な課題	- 相談窓口が分散している、相談窓口間の連携がとれていない。 - 夜間や休日でも相談できる体制ができていない。 - 難病や高次脳機能障がい、発達障がいなどの相談体制が整っていない。 - 苦情や意見が言いにくい。 - 市職員の異動により、継続的な相談がしにくい。	
市が行うこと	★ 情報提供のあり方に関する当事者との協議 ★ 包括的な相談支援体制づくりに向けた検討 P ★ 障がいへの理解を深める職員研修の実施 ・ 長期にわたり相談業務を担当できる体制の検討 ・ 障がいのある本人のニーズを中心とした支援計画の作成 ・ 権利擁護に関する仕組みの充実と利用促進	
当事者に できること	・ 当事者ならではのネットワークを活かした情報提供 ・ 当事者への情報提供のあり方の検証 ・ プロジェクトチームへの参加 ・ 市が実施する職員研修への協力	
市民に できること	すべての 市民	・ 障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。
	サービス 事業者	・ 市が実施する職員研修への協力

★ 新規事業、 **P** プロジェクトチームの設置

(2) 住む・ケアを受ける

長期目標 (将来像)	狛江市で一緒に暮らしたい人と、安心して生活できる。 必要な支援を自ら選択し、必要な量を利用できる。
主な課題	・ ショートステイ、グループホーム、ケアホーム、24 時間対応等のサービス提供基盤が不足している。 ・ 移動支援事業がニーズに対して不足している。 ・ 災害・緊急時の支援体制が整備されていない。
市が行うこと	★ グループホーム、ケアホーム等の早期設置に向けた不動産業者や工務店、事業者等との定期的な情報交換を行う「住まいサポート会議」の設置 ★ 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討 P ★ 移動支援事業に従事するヘルパーの資格要件緩和及び養成研修の実施 ★ 当事者やサービス事業者の協力を得ながらアンケート調査を実施するなど、福祉サービスのニーズ把握 ★ 高齢者介護分野と連携した 24 時間対応サービスの整備検討 ★ 自立生活に向けた支援プログラムの実施 ・ 近隣自治体との連携による新たなサービス提供基盤の検討 ・ サービスの質の向上に向けた福祉サービス第三者評価の受審促進、市内事業者の受審状況等に関する情報提供の充実 ・ 障がいに関する市民の理解や交流の推進 ★ 災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討 P
当事者にできること	・ 市によるアンケート調査実施への参加 ・ 自立生活に向けた支援プログラムへの参加 ・ プロジェクトチームへの参加

★ 新規事業、 **P** プロジェクトチームの設置

【4 長期目標と役割分担】

(つづき)

市民に できること	すべての 市民	- 障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。 - 日頃の見守り活動と緊急時の通報支援 - ボランティア活動への参加
	サービス 事業者	- グループホーム、ケアホームの経営 - プロジェクトチームへの参加 - 職員研修や福祉サービス第三者評価、利用者アンケート等の実施によるサービスの質の向上
	社会福祉 協議会	ボランティアセンターによるニーズ対応(災害時を含む)

(3) 働く

長期目標 (将来像)	身近なところで働くことができる。 就労に必要な支援を継続的に受けられる。	
主な課題	福祉的就労、一般就労ともに働く場が少ない。	
市が 行うこと	★ 事業所との連携による就労支援のあり方に関する検討 P - 障がい者就労支援センター「サポート」の機能強化 - 市業務の外注化や雇用の拡大に関する検討	
当事者に できること	- 働く上で必要な配慮を事業主に伝える。 - プロジェクトチームへの参加 - 市業務の外注化や雇用の拡大に関する検討への協力	
市民に できること	すべての 市民	障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。
	事業所	- 障がいのある人の積極的な雇用 - 就労に向けた委託訓練の実施や実習の受入れ - プロジェクトチームへの参加

★ 新規事業、 **P** プロジェクトチームの設置

(4) 健康を保つ

長期目標 (将来像)	生涯にわたって健康的に生活できる。 重度の障がいがあっても、医療支援や必要な医療的ケアを地域生活のあらゆる場面で利用できる。	
主な課題	必要な医療や医療機関についての情報が得られない。	
市が行うこと	★ かかりつけ医と当事者間で使用する情報共有ファイルの導入 ★ 医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力による医療機関情報の提供 ★ 保健師による対象者への定期的な訪問 ★ 健康維持のための生涯にわたるスポーツの推進 ★ 障がい者スポーツ指導員研修受講者への助成	
当事者にできること	- 適切な医療機関情報の一元化と共有 - スポーツ活動や健康づくりの実施	
市民にできること	すべての市民	- 障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。 - 障がいのある人も含めたスポーツ活動を行う。
	医師会 歯科医師会 薬剤師会 医療機関	- 市が行う医療機関情報提供への協力 - 在宅医療への協力

★ 新規事業

(5) 育つ・学ぶ

長期目標 (将来像)	生涯にわたって、自らの可能性を広げるための支援が受けられる。 早期支援体制が整っている。 成長段階に応じた継続的な支援が受けられる。	
主な課題	- 早期療育訓練事業がニーズに応えきれていない。 - 成長段階に応じた支援体制がとられていない。	
市が行うこと	- 早期療育訓練事業の拡充 ★ 一貫した地域療育システムの構築に向けた検討 P - 乳幼児健康診査と事後フォローの充実 - 幼稚園、保育園での障がい児支援体制の確保 - 特別支援教育の推進 - 放課後活動の場の継続的な確保 - 成人期の障がい者が交流できる場の検討	
当事者に できること	- 地域の中でともに学び、育つ - 当事者の組織化と情報の共有	
市民に できること	すべての 市民	- 障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。 - 地域の中でともに学び、育つ
	医師会 歯科医師会 薬剤師会 医療機関	診察時の障がい特性への配慮

★ 新規事業、 **P** プロジェクトチームの設置

(6) 参加する

長期目標 (将来像)	障がいがあってもなくても、生涯にわたって、さまざまな社会参加ができる。	
主な課題	- 障がいのある人の声が社会に届いていない。 - 社会参加を阻害する障壁がある。 - 障がいのある人に応じた情報提供が十分ではない。	
市が 行うこと	★ 障害者基本法にもとづく、審議会その他の合議制の機関「障がい者政策委員会(仮称)」の設置検討 ★ 移動支援事業に従事するヘルパーの資格要件緩和及び養成研修の実施 ★ 当事者やサービス事業者の協力を得ながらアンケート調査を実施するなど、福祉サービスのニーズ把握 ★ 情報提供のあり方に関する当事者との協議 ★ コミュニケーション支援の充実(手話通訳者養成研修事業における入門コースの導入) - 障がいのある人がいる家族の社会参加を支援するあり方の検討 - 当事者団体への活動支援 - 情報提供の充実 - 道路や歩道、公共施設、商業施設等のバリアフリー化の推進 - 小中学校での福祉教育の推進 - 障がいに関する市民の理解や交流の推進	
当事者に できること	- 当事者活動への参加、地域や他団体との交流 - 市によるアンケート調査実施への参加 - 地域自立支援協議会への参加	
市民に できること	すべての 市民	- 障がいを理解し、地域でのささえあいに参加する。 - 福祉基本条例にもとづく福祉のまちづくりへの協力
	商店や 事業所	障がいのある人が社会参加する際の障壁をなくす。

★ 新規事業

5 プロジェクトチームの設置

障がいのある人に関係する生活領域では、さまざまな課題が指摘されていますが、すぐに事業化が困難な重点課題については、市・当事者・市民で構成するプロジェクトチームを設置し、事業化に向けた具体的な検討を行います。

P 包括的な相談支援体制づくりに向けた検討

地域自立支援協議会（相談支援部会）との連携のもと、相談支援機関の要となる機能（必要な機関に責任をもってつなげる機能、各相談機関の連携を促進する機能）や 24 時間対応の相談機能などの整備について、相談支援体制の再編を含めた検討を行います。

【具体的な検討項目】

- 基幹相談支援センターの設置
- 身近な地域への相談支援事業所の設置
- 24 時間対応可能な相談機能
- ワンストップ・サービスやパーソナル・サポート・サービスの実施

P 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討

障がいのある人が賃貸住宅を円滑に借りられるよう、支援のあり方を検討します。

また、不動産業者をはじめとする住宅関係者に障がいに関する情報を提供するなど、理解を深める働きかけを行います。

【具体的な検討項目】

- 賃貸契約を締結する際の保証人等の確保
- 障がいに配慮した住宅の機能
- 他の住民に対する障がいへの理解促進

P 災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討

粕江市地域防災計画の見直しに合わせ、障がいのある人の避難支援や避難所等での生活支援など、災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討を行います。

【具体的な検討項目】

- 災害時支援情報名簿への登録
- 避難支援の方法
- 避難所及び避難生活で必要となる支援や機能
- 福祉避難所の機能
- 災害発生時に福祉施設が行う支援
- ボランティアや各種団体等による支援

P 事業所との連携による就労支援のあり方に関する検討

市や事業所による福祉施設への事業の委託、製品の買い上げ、実習生の受け入れなど、さまざまな角度から障がいのある人の就労機会を確保するための検討を行います。

【具体的な検討項目】

- 当事者団体や福祉施設への業務発注の拡大
- 実習生の受け入れ拡充
- 上記の取り組みを進めるために必要な支援や環境づくり
- 商工会や法人会等を通じた障がいのある人の就労問題への理解を深める働きかけ
- 市が行う指定管理者制度の契約や委託業務契約での障がいのある人職場確保条件の規定

P 一貫した地域療育システムの構築に向けた検討

相談支援体制、乳幼児期から学齢期までの療育体制、学校との連携、保育園や幼稚園への支援、放課後児童対策、スポーツ教育など、一貫した地域療育システムの構築に向けた検討を行います。

【具体的な検討項目】

- 保健師をはじめとする療育支援にかかわる専門職の確保
- 児童発達支援体制の整備（児童発達支援センター、児童発達支援事業）
- 障がいのある児童・生徒の放課後のあり方
- 幼児期からのスポーツ教育の推進

6 障害福祉サービス等の目標

本計画の基本理念、国の基本方針「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、障害福祉サービス等の目標を次のように設定します。

6-1 重点項目の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本としています。

これを踏まえ、平成 17 年 10 月 1 日現在、本市の援護者として福祉施設に入所している計 51 人を基準に、平成 26 年度末までに累計で 15 人(29.4%)の人が地域生活へ移行することを見込むとともに、平成 26 年度末の施設入所者数は 51 人から5人(9.8%)を削減した計 46 人と設定します。

表 20 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

平成 17 年 10 月 1 日	入所者数(A)	51 人
平成 26 年度末	入所者数(B)	46 人
	地域生活移行者数(累計)	15 人 (A)の 29.4%
	削減数(A)－(B)	5 人 (A)の 9.8%

表 21 施設入所者数の推移

(単位:人)

計画期間	計画値(第3期)		
年度	H24	H25	H26
年度末の入所者数	47	47	46
前年度利用者	49	47	47
新規利用者	0	2	1
地域生活移行者	2	2	2

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、平成 26 年度中に福祉施設の利用者から一般就労に移行する人数を平成 17 年度実績の4倍以上とすることを基本としています。

本市における平成 17 年度の移行実績は0人ですが、平成 26 年度の一般就労移行者数を1人と設定します。

表 22 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

平成 17 年度の一般就労移行者数(A)	0 人
平成 26 年度の年間一般就労移行者数(B)	1 人

(3) 就労移行支援の利用者数

国の指針では、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援を利用することを基本としています。

本市では、平成 26 年度末の福祉施設利用者数が計 301 人と予想されるものの、これまでの実績を踏まえ、就労移行支援の利用者を4人と設定します。

表 23 就労移行支援の利用者数に関する目標値

平成 26 年度末	福祉施設の利用者数(A)	301 人
	就労移行支援の利用者数(B)	4 人 (A)の 1.3%

(4) 就労継続支援(A型)の利用者の割合

国の指針では、平成 26 年度末における就労継続支援(A型・B型)の利用者のうち、3割の人がA型を利用することを基本としています。

本市では、平成 26 年度末の就労継続支援(A型・B型)の利用者数が計 153 人と予想されるものの、これまでの実績を踏まえ、就労継続支援(A型)の利用者を1人と設定します。

表 24 就労移行支援の利用者数に関する目標値

平成 26 年度末	就労継続支援(A型)の利用者数(A)	1 人
	就労継続支援(B型)の利用者数	152 人
	就労継続支援(A型・B型)の利用者数(B)	153 人
	就労継続支援(A型)の利用者の割合(A)／(B)	0.65%

6-2 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスがあります。平成23年10月より導入された同行援護については、直近3年間の視覚障がいによる手帳取得者数をもとに、約半数の人が利用するものとして見込み量を設定しています。

今後、障がいのある人の地域生活への移行が進むことにより、訪問系サービスの利用は増加することが予想されるため、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等への参入促進を図りながら、必要な見込み量の確保に努めます。

また、障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者の養成・確保も重要であることから、東京都や関係機関が実施する人材育成事業やレベルアップ事業等の情報提供を行うなど、研修に関する情報提供を行います。さらに、サービス事業者との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めていきます。

表 25 訪問系サービスの概要

居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がいのある人に、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人に、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

表 26 訪問系サービスの見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用量 (時間)	15,674	12,527	14,671	25,245	27,218	29,408
	実利用者数 (人)	89	100	108	117	126	136

※H23 年度は見込み値

※同行援護は平成 23 年 10 月よりサービス開始

【計画値の考え方】

- 延利用量(時間)は、H22 年 10 月の各区市町村利用データのうち、市部の平均値である 17.8 時間/月を用いて、時間数×見込み人数×12 か月として算定した。(H24 年度→24,991 時間、H25 年度→26,913 時間、H26 年度→29,049 時間)
- 実利用者数は、H18～22 年までの増加率を 108.1%とし、H23 年 10 月時点の同行援護も含めた実利用者数が 108 人であるため、この数値を基に H24 年度以降の実利用者数を算定した。
- 同行援護については、対象者が重度の視覚障がい者と限定されており、H23 年 10 月現在の支給決定者数は 19 人となっている。今後の増加見込みについては、視覚障がい者が対象になることから直近3年間の手帳取得者数の平均から割り出し、3人(H21 年度)+14 人(H22 年度)+2人(H23 年度)/3=6人、それらのうち利用見込みは5割程度とし、各年3人を見込んだ。時間数については、H23 年 10 月実績が1人あたり 10.70 時間÷11.0 時間(128.5 時間、12 人)であることからこれをもととし、増加率については今までの計画値の増加率 105.3%を用いた。(H24 年度→254 時間・22 人、H25 年度→305 時間・25 人、H26 年度→359 時間・28 人)

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となるとともに、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することが可能であるなど、多様な利用ニーズへの対応が必要となります。

今後、利用量の増加が見込まれる生活介護、就労移行支援、就労継続支援(B型)、短期入所のサービス提供基盤については、市内の事業所との調整はもとより、近隣自治体との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

自立訓練(生活訓練)や療養介護については、実利用者数は少ないものの、地域生活への移行に伴い利用ニーズが発生することも予想されることから、関係機関やサービス事業者と連携して、動向の把握や必要量の確保を図ります。

①生活介護

常に介護を必要とする人に、主として日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、又は生産的活動の機会の提供などを行います。

表 27 生活介護の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	10,876	17,011	20,932	31,920	33,120	34,320
実利用者数 (人)	51	76	98	133	138	143

※H23 年度は見込み値

②自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画にもとづき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。

表 28 自立訓練(機能訓練)の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	0	40	60	60	60	60
実利用者数 (人)	0	2	1	1	1	1

※H23 年度は見込み値

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい、又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画にもとづき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。

表 29 自立訓練(生活訓練)の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	0	0	0	420	420	420
実利用者数 (人)	0	0	0	7	7	7

※H23 年度は見込み値

④就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人に対し、支援計画にもとづき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を一定期間行います。

表 30 就労移行支援の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	81	44	624	1,824	2,964	4,104
実利用者数 (人)	4	1	4	8	13	18

※H23 年度は見込み値

⑤就労継続支援(A型)

一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約にもとづく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

表 31 就労継続支援(A型)の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	0	0	0	264	264	264
実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

※H23 年度は見込み値

⑥就労継続支援(B型)

一般企業での雇用が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。

表 32 就労継続支援(B型)の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	14,996	16,572	17,409	20,592	22,152	23,712
実利用者数 (人)	97	106	117	132	142	152

※H23 年度は見込み値

⑦療養介護

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

表 33 療養介護の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 (人)	1	1	1	7	7	7

※H23 年度は見込み値

⑧短期入所

居宅において介護者が病気などで介護できない場合に、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

表 34 短期入所の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (日)	1,324	1,358	1,775	4,368	4,992	5,772
実利用者数 (人)	38	46	56	56	64	74

※H23 年度は見込み値

【計画値の考え方】

- 延利用量(日)は、H22 年 10 月サービス利用の市部平均値 6.5 日を目標として、利用日数×見込み人数×12 か月として算定した。
- 実利用者数は、実績が計画値に達成していることから、H24 年度は H23 年 10 月現在の利用者数 56 人を維持することとし、H25 年度以降は第2期計画値の増加率 115.0%を乗じて算定した。

(3) 居住系サービス

現在、未整備となっている知的障がいと身体障がいの共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、地域で暮らす住まいづくりの観点から、整備に向けた取り組みを進めます。

施設入所支援については、地域生活への移行を行いつつ、必要なサービス量の確保に努めていきます。

①共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

表 35 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の概要

共同生活援助 （グループホーム）	日中の就労、又は就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある人に対し、地域生活を営む住居の確保やその住居において、相談その他日常生活上の援護を行います。
共同生活介護 （ケアホーム）	日中の就労、又は就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある人に対し、地域生活を営む住居の確保やその住居において、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

表 36 共同生活援助、共同生活介護の見込み量

計画期間	実績（第2期）			計画値（第3期）		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 （人）	25	32	33	37	40	47

※H23 年度は見込み値

②施設入所支援

夜間において、介護が必要な人や自立訓練、又は就労移行支援を利用しつつも通所が困難な人に対し、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

表 37 施設入所支援の見込み量

計画期間	実績（第2期）			計画値（第3期）		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数 （人）	16	34	49	47	47	46

※H23 年度は見込み値

(4) 相談支援

計画相談支援については、障害者自立支援法の改正により対象者の拡大が図られ、利用者数の大幅な増加が予測されます。また、地域移行支援や地域定着支援も新たに制度化されました。

これらを踏まえ、障害者相談支援事業を実施する相談支援事業所やサービス事業者と連携して、サービス利用計画の作成や支援に必要な体制を確保します。

表 38 相談支援の概要

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定、又は支給決定の変更前後に、サービス利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人、又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス事業者への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居からひとり暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

表 39 相談支援の見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
計画相談支援	実利用者数 (人)	5	8	7	381	732	834
地域移行支援	実利用者数 (人)				7	7	7
地域定着支援	実利用者数 (人)				7	7	7

※H23 年度は見込み値

【計画値の考え方】

- 現在障害程度区分認定を受けている人を対象とするとともに、施設等へ入所している場合は現在の障害程度区分の有効期間が切れる際に計画を作成するものとして算定をした。
- 児童デイサービス等は平成 24 年度の法改正に伴い、児童福祉法に移行することとなっているが、計画相談支援については障がい者（児）含めて算定をした。
- 新規の利用者については、月平均3人程度であることから、年間 36 人と見込んだ。
- サービス利用計画は1年ごとに作成する必要があることから、前年度作成者数を次年度に加算した。

6-3 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

①相談支援事業

障害者自立支援法の改正に伴い相談支援の内容が大きく変化することを踏まえ、障害者相談支援事業を実施する相談支援事業所の拡充を図ります。

また、平成 22 年度に設置された「狛江市地域自立支援協議会」において、障がいのある人の生活全般に関わる問題を一元的・一次的に受け止め、適切な支援機関につなげたり、個別問題の集約による必要な検討を行うなど、関係機関相互の連携強化や福祉施策への反映に努めます。

平成 24 年度より必須事業となった成年後見制度利用支援事業の実施体制を整備するとともに、「広報こまえ」やホームページの活用、サービス事業者との連携を通じて、事業の周知を図ります。

表 40 相談支援事業の概要

障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供・助言、権利擁護のための必要な援助、その他サービスの利用支援を行います。
地域自立支援協議会	障害者相談支援事業を効果的に実施するため、サービス事業者、保健、医療、教育等の関係機関で構成する地域自立支援協議会を設置し、各機関のネットワークの構築及び支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。

表 41 相談支援事業の見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
障害者相談支援事業	実施か所数(か所)	1	1	1	2	3	3
地域自立支援協議会	設置数	0	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実施か所数(か所)	-	-	-	1	1	1

②コミュニケーション支援事業

障がいのある人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話通訳者養成研修事業を行います。

表 42 コミュニケーション支援事業の概要

手話通訳者・ 要約筆記者等の 派遣	聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の自立及び社会活動への参加を促進します。
手話通訳者養成 研修事業	- 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動など、日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。 - 手話通訳者については、初級、中級、上級コースに入門コースを新たに追加し、計4コースで養成研修を行います。

表 43 コミュニケーション支援事業の見込み量

	計画期間		実績(第2期)			計画値(第3期)					
	年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26			
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	派遣回数(回)		463	423	435	455	460	460			
手話通訳者養成研修事業	手話	人数(人)	45	50	41	入門 12	入門 12	入門 12			
						初級 15	初級 15	初級 15			
						中級 9	中級 9	中級 9			
						上級 11	上級 11	上級 11			
	要約筆記	人数(人)	8	12	7	10	10	10			

※H23 年度は見込み値

③日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための用具について、給付、又は貸与を行います。

事業内容の周知を行うとともに、ニーズの把握に努めながら、必要に応じて対象者の拡大や品目の増加なども実施していきます。

表 44 日常生活用具給付等事業の概要

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

表 45 日常生活用具給付等事業の見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
介護・訓練支援用具	実利用者数(人)	2	6	1	6	6	6
自立生活支援用具	実利用者数(人)	11	16	10	15	18	23
在宅療養等支援用具	実利用者数(人)	8	4	9	10	10	15
情報・意思疎通支援用具	実利用者数(人)	18	22	14	25	30	35
排泄管理支援用具	実利用者数(人)	98	107	129	134	139	144
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数(人)	3	5	1	5	5	5

※H23 年度は見込み値

④移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などの社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

従事するヘルパーの資格要件緩和及び養成研修の実施を行い、必要なサービス量の確保に努めます。

表 46 移動支援事業の見込み量

計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延利用量 (時間)	6,603	6,981	7,024	7,032	7,791	8,632

※H23 年度は見込み値

【計画値の考え方】

- ・視覚障がいのある人を対象とした移動支援については、平成 23 年 10 月より介護給付の同行援護へ移行した。
- ・そのため、H24 年度の延利用量(時間)は、H23 年度の同行援護移行(約 650 時間)を除いた実績値に、身体・知的・精神等の障がいのある人の H21 年度から H23 年度までの推移(約 1,320 時間増)から算出した平均増加時間(約 660 時間)を加えて算出した。
- ・同行援護分を除いた H23 年度実績(6,374 時間)と比較すると、H24 年度は 658 時間の増となる。

⑤地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業を実施し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

今後は、身体障がい、知的障がいに対応したセンターを設置するなど、実施体制の拡充を図ります。

表 47 地域活動支援センター事業の見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
基礎事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	2	3	3
機能強化事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	2	3	3

(2) 市町村選択事業

市町村選択事業として、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業を継続実施します。

「広報こまえ」やホームページの活用、サービス事業者との連携を通じて、事業の周知を図ります。

表 48 市町村選択事業の概要

更生訓練費給付事業	就労支援事業、又は自立訓練事業を利用している方や身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

表 49 市町村選択事業の見込み量

	計画期間	実績(第2期)			計画値(第3期)		
	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
更生訓練費給付事業	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数(人)	5	3	3	6	10	18
訪問入浴サービス事業	実利用者数(人)	3	3	3	5	6	7
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数(人)	2	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数(人)	1	0	1	1	1	1

※H23 年度は見込み値

7 市民が利用できる事業等の一覧

※事業等によっては利用要件があります。詳しくは各問い合わせ先にお尋ねください。

※問い合わせ先の番号は、P82～83 の機関、電話番号に対応しています。

7-1 相談する

相談対象：

身 身体障がい	子 子ども
知 知的障がい	難 難病
精 精神障がい、精神保健	高 高次脳機能障がい

狛江市福祉保健部
(福祉総合相談)

身 知 精 子 難 高

福祉の総合的な相談窓口です。保険年金課・健康推進課・児童関係の業務を除き、障がいをはじめ、生活保護、介護、高齢に関する各種福祉制度の受付・相談を行います。

問い合わせ先： 1

身体障がい者相談員

身

身体障がい者の地域活動の推進、更生援護に関する相談、指導などを、民間の協力者が行います。

問い合わせ先： 2

聴覚障がい者相談

身

聴覚障がい者の各種相談に応じます。聴覚障がい者の各種相談に対応するために、市役所に手話通訳士を配置しています。

問い合わせ先： 2

知的障がい者相談員

知

知的障がい者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言あるいは施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡等を、民間の協力者が行います。

問い合わせ先： 2

地域生活支援センター「リト」

精 高

精神科や心療内科などに通院している方を対象とした相談を行っています。開所中、登録者は好きな時間にフリースペースを利用できます。同行・訪問などの生活支援、電話相談なども受け付けています。

問い合わせ先：12

狛江市社会福祉協議会

身 知 精 子 高

地域の住民が主体となり、地域福祉を推進することを目的とする民間の福祉団体です。

福祉サービスの提供や各種相談事業、社会福祉機関・団体などの行う福祉活動の連絡調整及び助成、社会福祉関連事業の調査・研究、ボランティア活動の推進、各種援護資金・生活福祉資金の貸付などを行っています。

問い合わせ先：14

東京都心身障害者福祉
センター
(本所・多摩支所)

身 知 高

高 は本所のみ

身体障害者手帳・愛の手帳(18歳以上)の交付、補装具の判定や高次脳機能障がいのある方へのさまざまな相談を行うほか、肢体不自由者更生施設の運営などを行っています。

問い合わせ先：16、17

知的障がい者青年期相談
「明るい相談室」
(東京都知的障害者育成会事務局)

知

青年期を迎えた知的障がい者の就労、就学、日常生活、対人関係、異性問題などについて相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

問い合わせ先：21

総合精神保健福祉センター

精

対人関係やこころの病気及びお酒・薬物・思春期青年期(ひきこもり・不登校)・高齢者問題などの精神保健福祉にかかるさまざまな相談に応じています。

問い合わせ先：18

多摩府中保健所

精 難

精神保健福祉、難病対策、その他一般の保健指導、健康相談など、地域の皆さんが健康で快適な生活が送れるように、こころとからだについての相談に応じています。

問い合わせ先：20

精神保健福祉相談
(多摩府中保健所)

精

本人、家族及び関係機関を対象に、精神的不安や悩み、思春期の不登校、お酒、薬物、認知症などに関する相談を行っています。

問い合わせ先：20、2

盲・ろう・発達遅滞・
肢体不自由の子どもの
就学相談

子

心身に障がいのある児童・生徒の教育のために、第一、第三、緑野、和泉小学校と第一、第二中学校に特別支援学級が設置されています。さらに、都立では、盲・ろう特別支援学校があり、それぞれに応じた教育をしています。父母の収入の程度に応じて教育費補助があります。また、寄宿舍のある特別支援学校もあります。

問い合わせ先：9、22

こころの電話相談室
(都立小児総合医療センター)

子

幼児(3歳前後)から高校生までの子どものこころの問題に関する相談に応じています。また、子どもの発達や問題、ご家族の悩みなどについて精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門の相談員が相談にあたります。

問い合わせ先：23

児童相談センター
(都立児童相談センター電話相談室)

子

各児童相談所のセンター機能として電話相談を行っています。児童の養育・しつけ・障がいなどの相談や緊急の相談に対し、専任職員が電話相談に応じています。

問い合わせ先：24

世田谷児童相談所

子

愛の手帳(18歳未満)の交付、18歳未満の児童に関する身体障がいや知的障がい、発達の遅れや子育てに関する家族の悩みなどについて、専門の職員が相談にあたります。

問い合わせ先：25

発達障害者支援センター

子

都内在住の発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど)のある本人と、そのご家族に対し、専門の相談員が相談にあたります。

問い合わせ先：19

在宅重症心身障害児(者)
訪問事業
(多摩府中保健所)

子

都内に住所を有する在宅の重症心身障がい児(者)へ看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等を行っています。

問い合わせ先：20

難病相談
(多摩府中保健所)

難

難病で治療されている方やご家族の方に保健師による相談を行っています。

問い合わせ先：20

民生委員・児童委員

日常生活の中で、個人や家族の力だけでは解決できない困った問題、心配事、悩み事が起きたときに、地域を担当する民生委員・児童委員が相談に応じ、福祉サービスや関係機関へとつなげるパイプ役を果たすなど、幅広く福祉活動を行っています。

問い合わせ先：2

民生委員・児童委員協力員

民生委員・児童委員に準じる方で、民生委員・児童委員の活動をお手伝いする方です。

問い合わせ先：2

7-2 住む・ケアを受ける

(1) 手帳

身体障害者手帳

身体障がい者(児)が各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。障がいの程度により1～7級に分かれています。ただし、肢体不自由の7級の障がいのみでは、手帳の交付はありません。

問い合わせ先： 2

愛の手帳(療育手帳)

知的障がい者(児)が各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。

問い合わせ先： 23、16、17、25、2

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活、又は社会生活への制約がある方が、各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。

問い合わせ先： 2

(2) 手当

心身障害者福祉手当 (都制度)

20 歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺及び進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方に手当を支給します。

問い合わせ先： 2

心身障害者福祉手当 (市制度)

20 歳未満で、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳 1～4度の方及び 20 歳以上の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度のいずれかに該当する方に手当を支給します。

問い合わせ先： 2

東京都重度心身障害者手当 (都制度)	重度の障がいがあつて常時複雑な介護を必要とする方(65歳以上の新規申請を除く。)に、手当を支給します。
-----------------------	---

問い合わせ先: 2

特別障害者手当 (国制度)	著しく重度の障がいを有し、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。
------------------	--

問い合わせ先: 2

障害児福祉手当 (国制度)	重度の障がいを有し、日常生活で常時介護を必要とする 20 歳未満の児童に支給します。
------------------	--

問い合わせ先: 2

特別児童扶養手当 (国制度)	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を監護している父母、又は養育者に手当を支給します。
-------------------	--

- ア 身体障害者手帳1～3級程度の方
- イ 愛の手帳1～3度程度の方
- ウ 日常生活に著しい制限を受ける疾病、精神障がいがあり、病状がア・イと同程度の方

問い合わせ先: 3

児童育成手当 (障害手当・都制度)	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方に手当を支給します。
----------------------	---

- ア 愛の手帳 1～3 度程度の知的障がい児
- イ 身体障害者手帳 1～2 級程度の身体障がい児
- ウ 脳性麻痺、又は進行性筋萎縮症

問い合わせ先: 3

難病者福祉手当 (市制度)	難病者、又は難病者を保護している方に手当を支給します。
------------------	-----------------------------

問い合わせ先： 2

(3) 福祉サービス

補装具費の支給(交付・修理)	身体障がい者(児)の日常生活等を容易にするため、身体機能を助ける補装具の交付と修理に必要な費用の一部を支給します。
----------------	---

問い合わせ先： 2

家族介護用品の支給	重度の心身障がい者(児)の介護者等に対して、おむつ代及びおむつ以外の介護用品に係る費用の一部を支給します。
-----------	---

問い合わせ先： 2

日常生活用具の支給	重度の障がい者(児)に対して、日常生活用具の費用の一部を支給します。
-----------	------------------------------------

問い合わせ先： 2

車いすの貸出	歩行困難な方に対して、車いすの貸出しを行います。期間は2週間以内となります。
--------	--

問い合わせ先： 2

補助犬の給付	身体障がい者の方に対して、都が決定した方に無料で、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付します。
--------	--

問い合わせ先： 2

東京都重度脳性麻痺者 介護(家族介護)	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行います。介護人は、屋外への手引き、同行その他必要な用務を行います。
------------------------	--

問い合わせ先： 2

(4) 住まい

都営住宅申込の優遇 (心身障がい者世帯向等)

心身障がい者の方、車いすを使用している世帯等の方で、東京都内に引き続き3年以上住んでおり、土地や建物を所有していない住宅に困っている方に限った都営住宅の募集を行っています。

問い合わせ先： 27

住宅設備改善費の給付

重度の身体障がい者(児)に対し、日常生活の利便性を向上させるために、バリアフリー工事等に係る費用の一部を負担します。

問い合わせ先： 5

(5) 緊急時の対応

緊急メール通報システム による 119 番通報

東京消防庁では、音声(肉声)による 119 番通報が困難な聴覚・音声・言語障がい者の方に携帯電話及びPHSからeメールを利用して直接東京消防庁に通報できる登録及び受付を行っています。

問い合わせ先： 46、47

聴覚障がい者用緊急通報 無線システムの貸与

市では、災害時等の詳細な情報の伝達手段として防災行政無線を設置していますが、伝達手段が音声であるため、聴覚障がい者に情報を伝達することができるように、聴覚障がい者用緊急通報無線システムを貸与しています。

問い合わせ先： 8

(6) 税の軽減**市民税・都民税の
障がい者控除・非課税**

納税者が障がいのある人、又は扶養親族に障がいのある人がいる場合、申告をすれば市民税・都民税額が減額されます。

問い合わせ先： 7

所得税・相続税等の減額

障がいのある人に対し、申告により所得税・相続税等を軽減する制度があります。

問い合わせ先： 35

個人事業税の減免

納税者が障がいのある人、又は扶養親族に障がいのある人がいる方で、要件を満たす場合（合計所得金額が基準以下）は、納期限までの申請（必要書類添付）により、個人事業税が一定額減免されます。

問い合わせ先： 36

**自動車税・自動車取得税
の減免**

障がいのある人、又は障がいのある人と生計を一にする人が自動車を所有し、専ら障がいのある人のために使用する場合、1台に限り申請により、減免されます。また、構造が身体障がい者用である自動車についても、申請により減免されます。

問い合わせ先： 36、37、38、39

軽自動車税の減免

障がいのある人、又は障がいのある人と生計を一にする方が軽自動車を所有し、本人が運転、又は常時介護する者が運転する場合、1台に限り申請により、減免されます。

また、構造が身体障がい者用である軽自動車についても、申請により減免されます。

問い合わせ先： 7

(7) 公共料金などの軽減

NHKテレビ受信料の減免

NHKテレビ受信料が減免されます。

問い合わせ先： 32、2

郵便料金の減免

身体障がい者、又は知的障がい者の程度が重い方と一定の図書館との間で発受される郵便物の一部は郵便料金が割引されます。

問い合わせ先： 33

郵便葉書(青い鳥郵便葉書)の無償配布

身体障害者手帳1・2級の方及び愛の手帳1・2 度の方に年1回、通常郵便葉書 20 枚を無料で配布します。

問い合わせ先： 33

電話番号の無料案内(ふれあい案内)

電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障がいのある方、知的障がい者及び精神障がい者に、無料で電話番号の案内をします。

問い合わせ先： 34

携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のコミュニケーション手段として、携帯電話等の障がい者割引サービスが各社で実施されています。

問い合わせ先： 各携帯電話会社

(8) 年金

国民年金障害基礎年金

国民年金加入中に初診日のある病気やけがで、障がい者となった方、又は 20 歳になる前に初診日のある病気やけがが原因で、障がい者となった場合は、障がいの程度や一定の基準により 20 歳から年金を受けられます。

問い合わせ先： 6

7-3 働く

あんま・はり・きゅう師 資格養成等事業

15 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの義務教育終了後の視覚障がい者を対象に、ヘレン・ケラー学院に委託し、あんま・はり・きゅう師の資格取得のための養成、また、点字講習を行っています。

問い合わせ先： 40

盲人ホーム

施設設備の利用及び、あんま・はり・きゅうに関する技術を指導します。盲人ホームの施設を利用して施術を実施します。東京都の地域生活支援事業として実施されています。

問い合わせ先： 各盲人ホーム

知的障害者通勤寮

職場に通勤しながら、就労及び日常生活について必要な援助や指導を行っています。

問い合わせ先： 2

身体障害者福祉工場

身体障害者手帳をお持ちの 15 歳からおおむね 50 歳未満の方で、日常生活動作が自立していて、作業能力、働く意欲はあっても、職場の設備・構造や通勤などの事情のため一般企業に働くことが困難な方に対し、障がいに応じて働くことができるように職場・生活環境が配慮された工場です。通勤困難な方には宿舎があります。

身体障がい者は事業主と雇用契約を結び従業員となり、各種社会保険が適用になります。

問い合わせ先： 2、41

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課

障がいのある方の一般就労に向けた支援事業を行っています。

問い合わせ先： 42

狛江市障がい者就労支援
センター「サポート」

障がいのある方及びその家族等からの仕事に関する相談、仕事に就くための準備や支援などを行います。

問い合わせ先： 13

精神障がい者社会適応訓練
事業

精神障がいのある方に対し、一定期間協力事業所において生活指導及び社会適応訓練を行い、職場適応を促すことにより社会的自立を促進します。

問い合わせ先： 20

ハローワーク府中

障がいのある方に対し、職業の相談紹介、住居生活支援などに関する相談を受け付けています。

問い合わせ先： 48

東京障害者職業センター
多摩支所

障がいのある方に対し、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応、職後の職場適用等を行っています。

問い合わせ先： 49

7-4 健康を保つ

心身障害者(児)医療費助成

身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の内部障がい又は3級も含む。)、又は愛の手帳1・2度の方で、健康保険に加入している方に心身障がい者(児)の医療費を助成します。

問い合わせ先: 2

自立支援医療 (更生医療・精神通院・育成医療)

以下のア～ウの医療を指定医療機関で受診した場合に、医療費の90%を公費により、負担します。

ア 身体障がい者の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を増すために、障がいの程度を軽くしたり、取り除くための医療

イ 精神障がい者の通院にかかる医療

ウ 身体障がい児に対して、早い時期に治療を受けさせ、将来の生活に必要な能力を持たせるための医療

問い合わせ先: 2

小児精神障害者医療費助成

満18歳未満の方が精神疾患のために精神科病棟に入院する場合の各種保険の医療費を助成します。

問い合わせ先: 2

養育医療の給付

未熟児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行います。

問い合わせ先: 2

小児慢性疾患の医療費助成

慢性疾患にかかった児童の医療費を助成します。

問い合わせ先: 2

難病医療費等助成

特定の難病で療養している方の、健康保険や国民健康保険等の自己負担額を助成します。

問い合わせ先： 2

大気汚染医療費助成

都内に引き続き1年以上(3歳未満は6ヶ月以上)住んでいる18歳未満の方で、大気汚染関連疾病にかかっている方の医療費を助成します。

問い合わせ先： 2

原子爆弾被爆者の医療等

被爆者健康手帳の交付を受けている方は、健康診断や医療費の助成及び手当等を受けられる場合があります。

問い合わせ先： 2

7-5 育つ・学ぶ

心身障がい者(児)通所訓練
事業

重度の知的障がい者や、重度の身体障がい者の方に、通所による訓練を実施します。

問い合わせ先： 14

障がい児統合保育

心身に障がいのある幼児を健常児との統合保育のなかで適切な保育を行い、障がい児の望ましい発育を促進することを目的としています。

問い合わせ先： 4

私立心身障害児通所訓練
施設通所児保護者に対する
補助金

私立心身障害児通所訓練施設で訓練を受けている児童の保護者に、その保育料の一部を補助します。

問い合わせ先： 2

7-6 参加する

(1) 交通・自動車などの利用

都営交通無料乗車券	都内に居住する心身障がい者等の方に対し、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を発行します。
-----------	--

問い合わせ先： 2

鉄道運賃の割引	身体障害者手帳、又は愛の手帳の交付を受けている方は、鉄道運賃が割引となります。
---------	---

問い合わせ先： 鉄道各駅

航空運賃の割引	満 12 歳以上の第1種心身障がい者(児)が介護者とともに、又は単独で旅行する場合、当該心身障がい者(児)及び介護者1人の航空運賃が割引になります。
---------	--

問い合わせ先： 各航空会社営業所

民営バスの割引	障がい者本人が5割引、割引証を提示すれば障がい者とその介護者(1人)が5割引で乗車できます。
---------	--

問い合わせ先：

身体障害者手帳をお持ちの方	2
愛の手帳をお持ちの方(18 歳以上)	16
愛の手帳をお持ちの方(18 歳未満)	25
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	28

有料道路通行料の割引	有料道路通行料が割引になります。原則として、一般料金の5割引となります。
------------	--------------------------------------

問い合わせ先： 2

駐車禁止の対象除外

都内に住所を有し、手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、小児慢性疾患児童手帳）をお持ちの方に対し、駐車禁止規制の一部が除外となります。

問い合わせ先： 29、30

ハンディキャブの運行

車いすごと乗れる車両で、身体に障がい等がある方々の移動を支援するために、特別車両を用意して移送サービスを提供する会員組織の NPO 法人により運行します。

問い合わせ先： 31

民間タクシーの割引

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方すべてが、障がいの程度に関係なく料金の10%が割引となります。

問い合わせ先： 各タクシー会社

福祉タクシー利用助成

電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障がい者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

問い合わせ先： 2

心身障がい者ガソリン費助成

市内に引き続き3ヶ月以上住所を有し、自ら車両等を運転する身体障がい者の方、又は障がいのある方、愛の手帳をお持ちの方を介助するために車両を運行する方のガソリン代の一部を助成します。

問い合わせ先： 2

(2) 文化・レクリエーション・社会参加

心身障がい者休養ホーム

障がいのある人が家族や仲間とくつろげる指定保養施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。

問い合わせ先： 43

あいとぴあセンタープール

あいとぴあセンターのプールを使い、機能訓練やリハビリテーションを行います。

問い合わせ先： 2

都立公園施設

手帳の提示により、都立公園施設の個人利用(付添者を含む。)が無料(一部、割引)になります。また、都立公園施設で車いすの貸出しを行っているところもあります。車で来園する場合には、駐車場が無料で利用できる公園もあります。

問い合わせ先： 各公園事務所

点字図書館

視覚障がい者に、点字図書・録音テープの製作貸出等を行っています。

問い合わせ先： 44

対面朗読サービス

視覚障がいのある方に対して、希望の図書を対面朗読します。

問い合わせ先： 11

選挙

身体に重い障がいがあり、投票所に行くことが困難な方は、郵送などにより自宅で投票をすることができます。

問い合わせ先： 10

障がい者週間

「障がい者週間」は毎年 12 月3日～9日までの1週間です。国民の障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、国、地方公共団体、関係団体等において、さまざまな意識啓発にかかる取り組みを行います。

問い合わせ先： 2

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を家庭裁判所が選任した法定後見人が保護します。

問い合わせ先： 2

**日常生活自立支援事業
(あんしん狛江)**

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理及び書類等の預かり等を行います。

問い合わせ先： 15

7-7 市内にある福祉施設の一覧

(1) 働く

事業所の名前 (50 音順)	住所・電話番号	サービスの種類
こまえ工房 こだち	西野川 1-1-8 03-3488-8115	生活介護
こまえ工房 こもれび	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-3480-1443	生活介護
こまえ工房 もえぎ	東和泉 1-3-17 駄倉地区センター内 03-3430-4422	就労継続支援B型
ひかり作業所	岩戸南 3-11-9 03-3489-6452	生活介護・ 就労継続支援B型
重度身体障がい者 通所訓練室「ポンテ」	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-3480-2794	生活介護 ※H24 年4月から 移行予定
重度知的障がい者 通所訓練室「麦の穂」	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-3488-8328	生活介護 ※H24 年4月から 移行予定
カレーショップメイ	東和泉 4-1-7 アイルスデール 101 03-3480-3468	就労継続支援B型
就労支援事業所メイ	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-3480-8187	就労継続支援B型
ふれあいサロン「夢」	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-5497-3063	

※記載されている内容は現段階のものであり、今後変更等が生じる場合があります。

(2) 住む

事業所の名前 (50 音順)	電話番号	サービスの種類
いずみ寮	042-528-6445	ケアホーム・グループホーム
グループホームれもん	03-5497-2468	ケアホーム・グループホーム
グループホーム朋	03-3480-0955	グループホーム
ケアホームほっとわん	03-5761-5673	ケアホーム
こまえ寮	03-3430-7619	ケアホーム・グループホーム

(3) 子ども・放課後等の活動の場

事業所の名前 (50 音順)	住所・電話番号	サービスの種類
あいとぴあ子ども発達教室 「ぱる」	元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内 03-3488-0294	児童デイサービス
こども教室えるぶ スペースえるぶ	東野川 2-1-10-103 03-3480-2808	
はっぴいハウス	和泉本町 4-7-27-103 03-5497-7343	
バリアフリーセンター・ 福祉ネット・ナナの家	岩戸北 3-1-8 03-5438-2773	
ゆめぽっと	中和泉 2-10-1 03-3489-6570	

※記載されている内容は現段階のものであり、今後変更等が生じる場合があります。

8 計画の推進方法

(1) 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」において、毎年度計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、市民福祉推進委員会の下に設置する「障がい作業委員会」で、重点課題ごとに設置されたプロジェクトチームによる検討の進行管理、施策・事業の調整に関する検討を行います。

なお、市民福祉推進委員会、障がい作業委員会ともに、傍聴のしやすさに配慮した委員会の開催、インターネットを活用したストリーミング中継など、当事者をはじめ幅広い市民が計画の推進に参画できるよう努めます。

(2) 地域自立支援協議会との連携

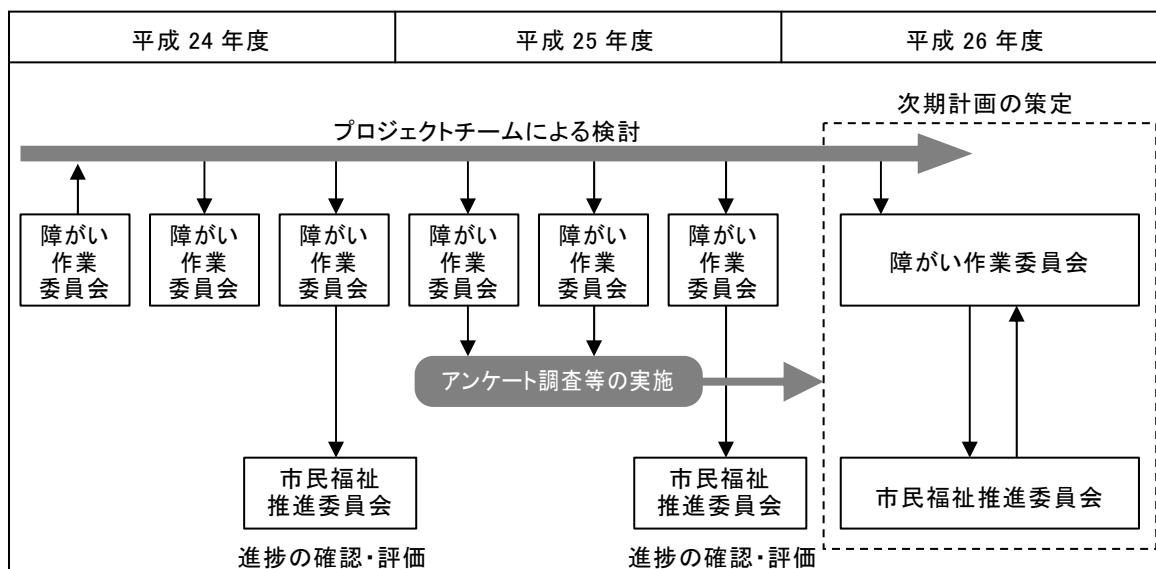
関係機関のネットワーク化による地域での課題解決や相談支援体制の強化をめざして、平成 22 年度に「狛江市地域自立支援協議会」を設置するとともに、平成 23 年度には4つの専門部会（相談支援部会、子ども部会、企画・研修部会、ペガサス当事者部会）が立ち上がり、活動が行われています。

計画にもとづく施策や事業の実施にあたっては、連携を図りながら取り組んでいきます。

(3) 市民への計画進捗状況の報告

プロジェクトチームによる検討状況をはじめ、計画の進捗状況については、市の広報やホームページを活用して市民に周知します。

図 2 計画の推進イメージ



9 資料

9-1 手帳所持者数等

(1) 身体障害者手帳所持者数

図 3 等級別 身体障害者手帳所持者数

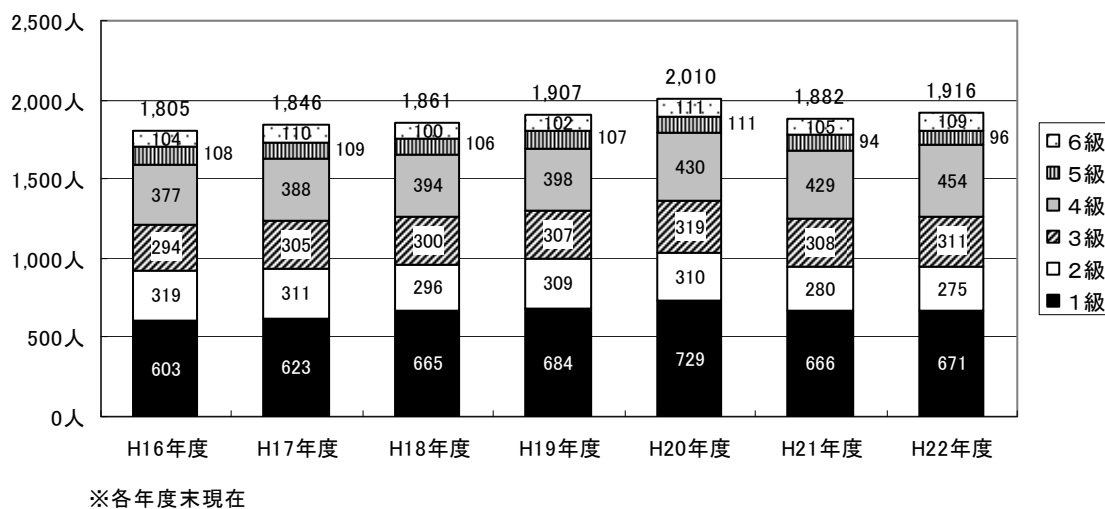


図 4 障がい部位別 身体障害者手帳所持者数

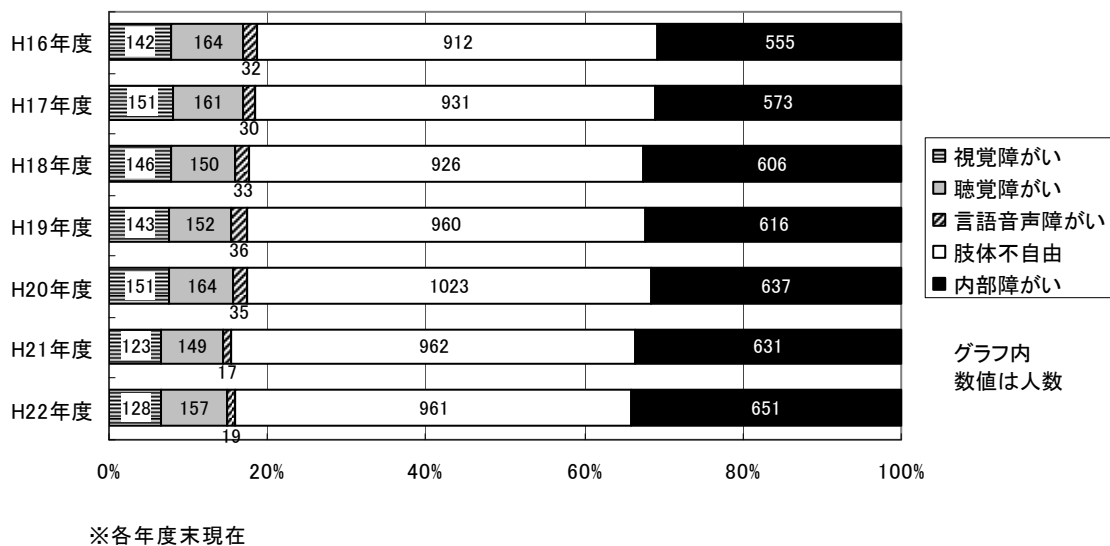


表 50 年齢別・等級別 身体障害者手帳所持者数

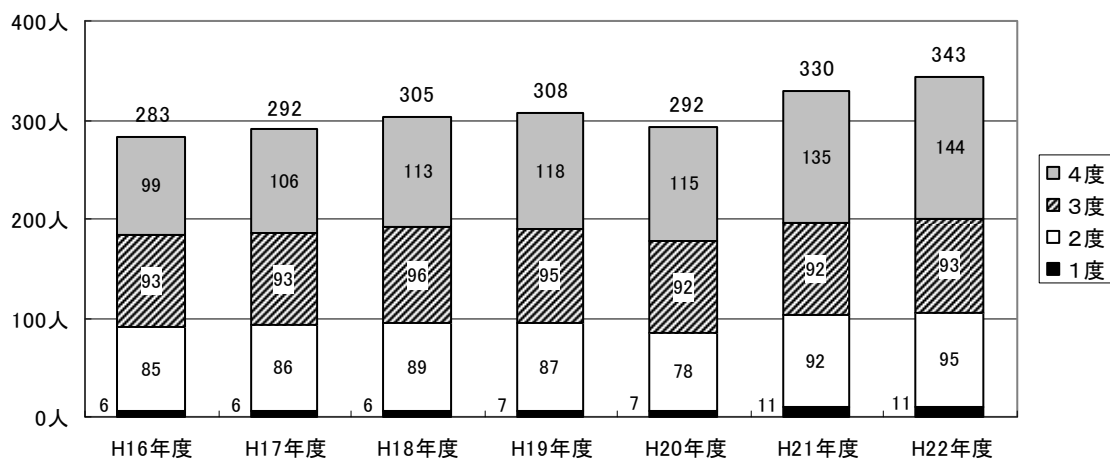
(単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0～17 歳	0～2 歳	0	1	1	1	0	0	3
	3～5 歳	4	3	2	0	0	1	10
	6～12 歳	7	4	2	0	1	0	14
	13～15 歳	5	1	2	0	0	1	9
	16～17 歳	2	1	1	0	0	0	4
18～64 歳	18～19 歳	0	2	2	2	1	0	7
	20～29 歳	10	14	5	6	1	3	39
	30～39 歳	21	22	8	10	6	4	71
	40～49 歳	44	26	11	21	7	8	117
	50～59 歳	75	22	24	41	13	4	179
	60～64 歳	47	24	35	41	16	11	174
65 歳以上	65～69 歳	77	32	39	60	11	15	234
	70～74 歳	106	38	46	57	8	8	263
	75 歳以上	273	85	133	215	32	54	792
合計		671	275	311	454	96	109	1,916

※H23 年 3 月末現在

(2) 療育手帳(愛の手帳)所持者数

図 5 等級別 療育手帳(愛の手帳)所持者数



※各年度末現在

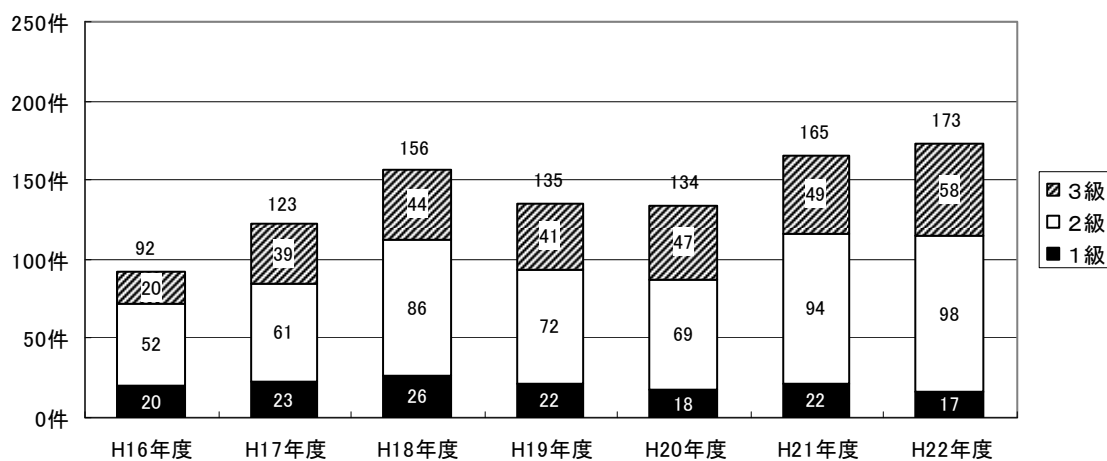
表 51 年齢別・等級別 療育手帳(愛の手帳)所持者数 (単位:人)

		1級	2級	3級	4級	計
0～17 歳	0～2 歳	0	0	1	0	1
	3～5 歳	0	0	1	4	5
	6～12 歳	1	13	8	12	34
	13～15 歳	0	4	2	19	25
	16～17 歳	0	6	2	14	22
18～64 歳	18～19 歳	0	3	3	6	12
	20～29 歳	5	14	24	19	62
	30～39 歳	1	24	20	28	73
	40～49 歳	2	19	10	25	56
	50～59 歳	0	6	10	12	28
	60～64 歳	1	0	5	3	9
65 歳以上	65～69 歳	0	3	5	2	10
	70～74 歳	1	0	2	0	3
	75 歳以上	0	3	0	0	3
合計		11	95	93	144	343

※H23 年 3 月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付件数(所持者数)

図 6 等級別 精神障害者保健福祉手帳交付件数



※各年度末現在

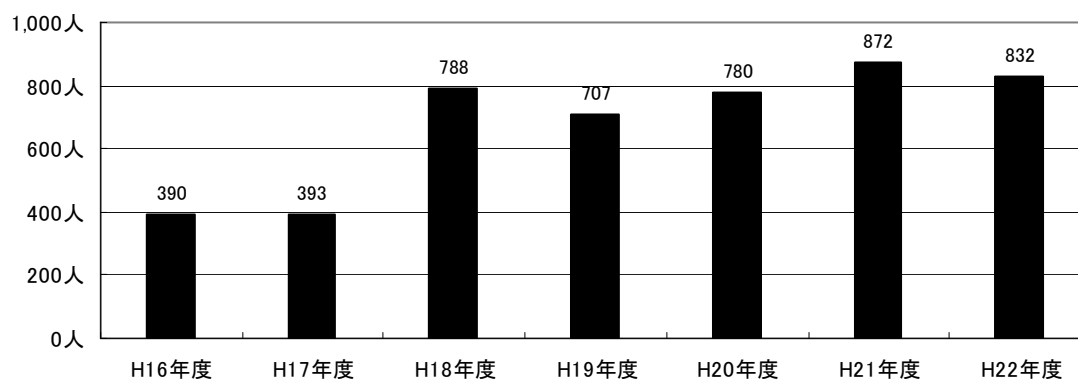
表 52 年齢別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位:人)

		1級	2級	3級	計
0～17 歳	0～2 歳	0	0	0	0
	3～5 歳	0	0	0	0
	6～12 歳	0	1	0	1
	13～15 歳	0	0	1	1
	16～17 歳	0	0	0	0
18～64 歳	18～19 歳	0	0	0	0
	20～29 歳	0	16	8	24
	30～39 歳	6	33	29	68
	40～49 歳	5	51	25	81
	50～59 歳	10	33	12	55
	60～64 歳	8	15	9	32
65 歳以上	65～69 歳	1	7	5	13
	70～74 歳	3	5	0	8
	75 歳以上	2	3	0	5
合計		35	164	89	288

※H23 年 3 月末現在

(4) 自立支援医療受給者数

図 7 自立支援医療受給者数

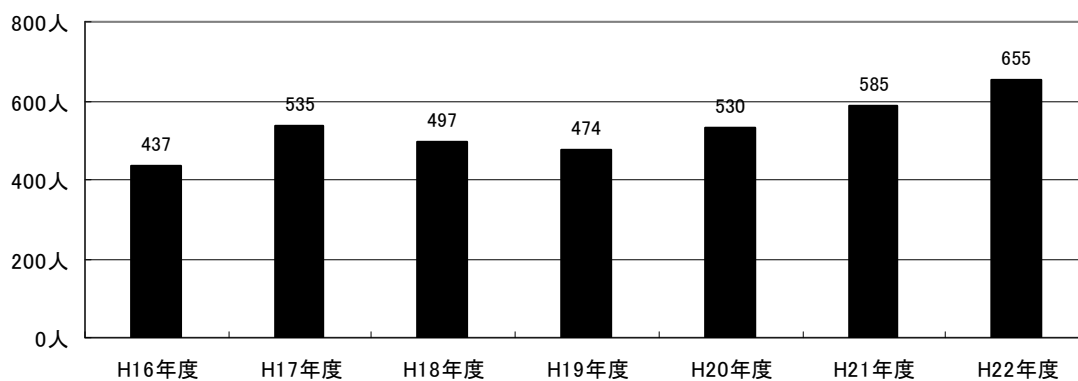


※各年度末現在

※H17 年度まで育成医療、更生医療、精神通院医療として実施

(5) マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数

図 8 マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数



※各年度末現在

(6) 障がい程度区分の認定状況

※重複障がいは代表障がい

表 53 身体障がい者 障がい程度区分の認定状況 (単位:人)

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
H18 年度	0	0	6	9	1	2	13	31
H19 年度	0	0	2	3	2	0	4	12
H20 年度	0	0	2	3	4	1	4	14
H21 年度	0	1	8	11	3	1	9	33
H22 年度	0	4	8	5	1	0	6	24

表 54 知的障がい者 障がい程度区分の認定状況 (単位:人)

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
H18 年度	0	1	1	13	7	7	11	40
H19 年度	0	3	1	6	6	2	6	24
H20 年度	0	3	10	28	15	5	6	67
H21 年度	0	0	1	14	7	14	25	61
H22 年度	0	1	3	7	9	5	12	37

表 55 精神障がい者 障がい程度区分の認定状況 (単位:人)

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
H18 年度	0	0	5	11	3	0	0	19
H19 年度	1	0	4	13	1	0	0	19
H20 年度	0	0	8	6	3	0	0	17
H21 年度	0	0	1	12	2	0	1	16
H22 年度	0	1	14	0	5	0	1	21

9-2 居宅介護・重度訪問介護の実績

表 56 平成 22 年 10 月サービス提供分(各市区町村単位データ)

(単位:人、時間、位)

自治体名	居宅介護					重度訪問介護				居宅+重訪問					手帳所持者数からの居宅+重訪の算出								居宅介護		短期入所					自治体名
	利用者	利用時間数	1人当たり 平均利用 時間数	市区順位	市順位	利用者	利用時間数	1人当たり 平均利用 時間数	総利用者	総利用 時間数	1人当たり 平均利用 時間数	市区順位	市順位	手帳所持者数 (身・知・精)	居宅利用 時間数	対所持者 (時間/人)	市順位	居宅+重訪 時間数	対所持者 (時間/人)	市順位	利用率 (利用者数/ 手帳所持者数)	市順位	利用者数	利用日数	1人あた りの平均 利用日数	市区順位	市順位			
千代田区	34	811	23.9	8		6	1,729	288.2	40	2,540	63.5	12											10	57	5.7	13		千代田区		
中央区	118	3223	27.3	5		5	1,668	333.6	123	4,891	39.8	31											16	132	8.3	32		中央区		
港区	254	7962	31.3	1		36	7,721	214.5	290	15,683	54.1	19											29	258	8.9	33		港区		
新宿区	376	10754	28.6	3		39	10,644	272.9	415	21,398	51.6	21											75	531	7.1	23		新宿区		
文京区	133	1922	14.5	39		22	5,351	243.2	155	7,273	46.9	24											21	197	9.4	37		文京区		
台東区	126	1786	14.2	41		19	5,497	289.3	145	7,283	50.2	22											30	233	7.8	30		台東区		
墨田区	205	3045	14.9	34		5	942	188.4	210	3,987	19.0	47											40	523	13.1	45		墨田区		
江東区	390	5620	14.4	40		44	5,666	128.8	434	11,286	26.0	43											43	902	21.0	49		江東区		
品川区	132	2077	15.7	31		35	4,732	135.2	167	6,809	40.8	30											75	567	7.6	28		品川区		
目黒区	193	3879	20.1	17		17	5,064	297.9	210	8,943	42.6	28											31	238	7.7	29		目黒区		
大田区	448	9769	21.8	13		33	11,588	351.2	481	21,357	44.4	26											106	987	9.3	36		大田区		
世田谷区	718	19034	26.5	7		98	36,499	372.4	816	55,533	68.1	10											198	1299	6.6	17		世田谷区		
渋谷区	107	1868	17.5	25		12	2,194	182.8	119	4,062	34.1	37											16	194	12.1	44		渋谷区		
中野区	307	4802	15.6	32		49	13,647	278.5	356	18,449	51.8	20											36	250	6.9	21		中野区		
杉並区	306	5046	16.5	29		41	9,399	229.2	347	14,445	41.6	29											114	516	4.5	3		杉並区		
豊島区	154	2396	15.6	33		12	2,555	212.9	166	4,951	29.8	39											43	496	11.5	43		豊島区		
北区	496	10226	20.6	16		42	14,993	357.0	538	25,219	46.9	25											127	689	5.4	10		北区		
荒川区	220	5165	23.5	9		24	5,664	236.0	244	10,829	44.4	27											21	234	11.1	42		荒川区		
板橋区	584	10850	18.6	22		33	11,722	355.2	617	22,572	36.6	35											60	542	9.0	35		板橋区		
練馬区	674	14142	21.0	15		91	29,365	322.7	765	43,507	56.9	18											128	1278	10.0	39		練馬区		
足立区	738	15554	21.1	14		99	17,345	175.2	837	32,899	39.3	32											179	1596	8.9	34		足立区		
葛飾区	529	12320	23.3	10		12	1,648	137.3	541	13,968	25.8	45											44	646	14.7	48		葛飾区		
江戸川区	782	12669	16.2	30		43	11,539	268.3	825	24,208	29.3	40											131	1398	10.7	41		江戸川区		
八王子市	355	6725	18.9	21	9	132	32,483	246.1	487	39,208	80.5	5	5	20,347	6725	0.33	14	39,208	1.93	5	1.74%	20	130	1030	7.9	31	5	八王子市		
立川市	207	3941	19.0	20	8	69	18,687	270.8	276	22,628	82.0	4	4	6,978	3941	0.56	4	22,628	3.24	2	2.97%	5	67	480	7.2	24	9	立川市		
武蔵野市	104	1530	14.7	37	17	17	5,542	326.0	121	7,072	58.4	15	13	4,760	1530	0.32	15	7,072	1.49	13	2.18%	17	33	241	7.3	27	6	武蔵野市		
三鷹市	129	2592	20.1	18	6	20	5,925	296.3	149	8,517	57.2	16	14	5,877	2592	0.44	8	8,517	1.45	14	2.19%	15	57	398	7.0	22	10	三鷹市		
青梅市	86	1266	14.7	36	16	7	837	119.6	93	2,103	22.6	46	24	5,696	1266	0.22	26	2,103	0.37	26	1.51%	24	47	298	6.3	16	14	青梅市		
府中市	310	7217	23.3	11	4	45	18,698	415.5	355	25,915	73.0	7	7	9,752	7217	0.74	2	25,915	2.66	3	3.18%	4	97	456	4.7	5	23	府中市		
昭島市	126	1622	12.9	44	21	16	3,688	230.5	142	5,310	37.4	34	18	5,232	1622	0.31	17	5,310	1.01	19	2.41%	13	29	209	7.2	26	7	昭島市		
調布市	168	1614	9.6	49	26	27	5,703	211.2	195	7,317	37.5	33	17	6,944	1614	0.23	25	7,317	1.05	17	2.42%	12	63	416	6.6	18	13	調布市		
町田市	328	5922	18.1	24	11	100	24,823	248.2	428	30,745	71.8	8	8	15,008	5922	0.39	10	30,745	2.05	4	2.19%	16	86	434	5.0	7	21	町田市		
小金井市	84	981	11.7	47	24	7	1,961	280.1	91	2,942	32.3	38	20	3,420	981	0.29	20	2,942	0.86	20	2.46%	9	28	119	4.3	2	25	小金井市		
小平市	151	2959	19.6	19	7	24	7,033	293.0	175	9,992	57.1	17	15	6,918	2959	0.43	9	9,992	1.44	15	2.18%	18	68	341	5.0	6	22	小平市		
日野市	88	2040	23.2	12	5	34	8,707	256.1	122	10,747	88.1	3	3	5,611	2040	0.36	12	10,747	1.92	6	1.57%	23	34	177	5.2	8	20	日野市		
東村山市	163	1965	12.1	46	23	57	8,658	151.9	220	10,623	48.3	23	16	6,707	1965	0.29	19	10,623	1.58	11	2.43%	10	38	386	10.2	40	3	東村山市		
国分寺市	91	1244	13.7	42	19	18	5,972	331.8	109	7,216	66.2	11	10	3,882	1244	0.32	16	7,216	1.86	7	2.34%	14	62	353	5.7	12	17	国分寺市		
国立市	108	3180	29.4	2	1	50	13,445	268.9	158	16,625	105.2	1	1	2,667	3180	1.19	1	16,625	6.23	1	4.05%	1	17	94	5.5	11	18	国立市		
福生市	37	1049	28.4	4	2	5	395	79.0	42	1,444	34.4	36	19	2,262	1049	0.46	6	1,444	0.64	22	1.64%	22	14	83	5.9	14	16	福生市		

9-3 市民が利用できる事業等の問い合わせ先

機関		電話番号
1	狛江市役所	03-3430-1111
2	福祉サービス支援室	03-3430-1111
3	子育て支援課	03-3430-1111
4	児童青少年課	03-3430-1111
5	介護支援課高齢者支援係	03-3430-1111
6	保険年金課	03-3430-1111
7	課税課	03-3430-1111
8	安心安全課	03-3430-1111
9	狛江市教育委員会学校教育課	03-3430-1111
10	狛江市選挙管理委員会事務局	03-3430-1111
11	中央図書館	03-3488-4411
12	地域生活支援センター「リヒト」	03-3480-6656
13	障がい者就労支援センター「サポート」	03-5438-3533
14	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294
15	狛江市社会福祉協議会(あんしん狛江)	03-3488-5603
16	東京都心身障害者福祉センター本所	03-3203-6141
17	東京都心身障害者福祉センター多摩支所	042-573-3311
18	都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560
19	東京都発達障害者支援センター	03-3426-2318
20	都立多摩府中保健所	042-362-2334
21	東京都知的障害者育成会事務局	03-5389-2600
22	東京都教育庁学務部義務教育心身障害教育課 「東京都就学相談室」	03-5454-3651
23	都立小児総合医療センター「こころの電話相談室」	042-312-8119 (相談直通)

【9 資料】

機関		電話番号
24	都立児童相談センター電話相談室	03-3202-4152 (電話相談専用)
25	都立世田谷児童相談所	03-5477-6301
26	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 被爆者援護係	03-5320-4473
27	東京都住宅供給公社	03-3498-2244
28	東京都福祉保健局精神保健・医療課	03-5320-4530
29	警視庁交通部駐車対策課	03-3581-4321
30	調布警察署	042-488-0110
31	特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ	03-3480-5433
32	NHK視聴者コールセンター	0570-077-077
33	日本郵便狛江支店	03-3488-4243
34	NTT各支店、又は営業所	0120-104-174
35	武蔵府中税務署	042-362-4711
36	立川都税事務所	042-523-3171
37	都税総合事務センター	0570-064-171
38	府中都税事務所	042-364-2288
39	多摩自動車税事務所	042-522-8271
40	ヘレン・ケラー学院	03-3200-0525
41	府中職業安定所	042-336-8909
42	公益財団法人東京しごと財団	03-5211-2681
43	日本チャリティ協会	03-3353-5942
44	日本点字図書館	03-3209-0241
45	東京地方・家庭裁判所立川支部	042-845-0365
46	狛江消防署	03-3480-0119
47	狛江消防署猪方消防出張所	03-3488-0119
48	ハローワーク府中	042-336-8609
49	東京障害者職業センター 多摩支所	042-529-3341

9-4 狛江市市民福祉推進委員会 障がい作業委員会名簿

		氏 名	選出区分
1	委 員	◎岩崎 晋也	市民福祉推進委員会委員
2		○須崎 武夫	市民福祉推進委員会委員
3		○米澤 薫	市民福祉推進委員会委員
4		小野 翠	市民福祉推進委員会委員
5		土岐 毅	市民福祉推進委員会委員
6		徳武 孝	市民福祉推進委員会委員
7		三島 瑞子	市民福祉推進委員会委員
8	関 係 人	中川 信子	障がい児分野(市民福祉推進委員会委員)
9		銀林 悠	市政全般(企画財政部政策室企画法制担当)
10		九鬼 統一郎	障がい者施策(福祉保健部福祉サービス支援室障がい者支援担当)

◎委員長、○副委員長

9-5 策定経過

平成 23 年

- | | | |
|-----|-----|--|
| 5月 | 18日 | 第1回 市民福祉推進委員会
障害者計画・障害福祉計画の策定について |
| 5月 | 26日 | 第1回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
委員長、副委員長の選任
検討の進め方について |
| 6月 | 25日 | 第2回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
市担当者からの進捗報告及び意見交換 |
| 7月 | 3日 | 第3回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
当事者団体・事業所等との意見交換 |
| 7月 | 16日 | 第4回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
市担当者からの進捗報告、当事者団体・事業所等との意見交換
のまとめ
障害者・障害福祉計画柱立ての検討 |
| 8月 | 7日 | 第5回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
障害者・障害福祉計画柱立ての検討 |
| 8月 | 20日 | 第6回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
障害者・障害福祉計画内容の検討 |
| 8月 | 24日 | 第3回 市民福祉推進委員会
障がい作業委員会における障害者計画・障害福祉計画策定の
進捗報告 |
| 9月 | 17日 | 第7回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
障害者計画・障害福祉計画中間まとめの検討 |
| 10月 | 16日 | 第8回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会
障害者計画・障害福祉計画中間まとめの検討 |
| 10月 | 25日 | 第4回 市民福祉推進委員会
障害者計画・障害福祉計画中間まとめの検討 |

【9 資料】

11 月 20 日	第9回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会 障害福祉計画目標値の検討 障害者計画・障害福祉計画素案の検討
平成 24 年	
1 月 14 日	第 10 回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会 障害者計画・障害福祉計画素案の検討
1 月 24 日	第6回 市民福祉推進委員会 障害者計画・障害福祉計画素案の検討
2 月	障害者計画・障害福祉計画素案パブリックコメントの実施（2 月 15 日～3 月 14 日まで） 障害者計画・障害福祉計画素案市民説明会の開催（2 月 19 日、21 日）
3 月 17 日	第 11 回 市民福祉推進委員会 障がい作業委員会 障害者計画・障害福祉計画案の検討
3 月 22 日	第7回 市民福祉推進委員会 障害者計画・障害福祉計画案の検討

登録番号(刊行物番号)

H23-69

第3次あいとぴあレインボープラン
障がいのある人とともに生きる粕江プラン
(粕江市障害者計画・障害福祉計画)
平成24年3月発行

発	行	粕江市
編	集	福祉保健部 福祉サービス支援室
		粕江市和泉本町一丁目1番5号
		電話 03(3430)1111
印	刷	庁内印刷
頒布価格		130円